

第 67 回女性の地位委員会会議記録

房野 桂 作成

2023 年 3 月 6 日(月)午前・午後 第 2 回・3 回会議

開会セッション

役員選出(議事項目 1)

議長: Ms. Mathu Joyini 閣下(南アフリカ)

副議長: Ms. Antje Leendertse 閣下(ドイツ)(西欧及びその他の諸国より)

Mr. Maris Butbergs(ラトヴィア)(東欧諸国より)

Ms. Maria del Carmen Squeff(アルゼンチン)(ラテンアメリカ・カリブ海諸国より)

Ms. Chinguundari Navaan-Yunden(モンゴル)(アジア太平洋諸国より)

アジェンダとその他の組織上の問題(議事項目 2)

文書の紹介

一般討論(議事項目 3: 第 4 回世界女性会議及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等、開発、平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ)

Mathu Joyini 第 67 回女性の地位委員会議長、Antonio Guterres 国連事務総長、Lachezara Stoeva(ブルガリア)経済社会理事会理事長、Csaba Korosi(ハンガリー)総会議長、Amandeep Singh Gill 技術に関する事務総長特使、Latanya Mapp Frett 世界女性基金事務局長、Daissy Lorena De La Cruz Estrada コロンビアの青年代表、Sima Bahous 事務次長・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウイメン)事務局長、Ana Pelaez Narvaez 女子差別撤廃委員会議長、Reem Alsalem 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者

3 月 7 日(火)午前・午後 第 4 回・5 回会議

優先テーマ(ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成するためのデジタル時代の革新・技術的变化・教育)に関する閣僚ラウンドテーブル

10:00-11:30

ジェンダー平等を達成するためのデジタル時代のジェンダー・デジタル格差を埋め、教育を推進するために、障害に対処する際の好事例

開会ステートメント: Linda Zulu 南アフリカ開発大臣第一ラウンドテーブル議長

発言者: Luka Mesecr スロヴェニア副首相・労働大臣、Maja Gojkovic セルビア副首相・文化大臣、Manuel Frick リヒテンシュタイン社会問題・文化大臣、Susanne Raab オーストリア女性・家族・統合・メディア大臣、Aabha Shrestha ネパール女性・子ども・高齢者大臣、Catherine Russell 国連子ども基金(ユニセフ)事務局長

11:30-1:00

女性と女兒をエンパワーし、より安全なデジタル・スペースを創出するための包摂的革新と技術変化を育成する

開会ステートメント: Ekin Deligoz ドイツ家族問題・高齢者・女性・青年連邦大臣、第2回ラウンドテーブル議長

発言者: Hyun Sook Kim 韓国ジェンダー・家族大臣、Maya Morsy エジプト女性課題大臣・国内女性会議会長、Vara Jourova 欧州連合価値と透明性コミッショナー・欧州委員会副会長、Lucia Mafuiane モザンビーク議員、Tetyane Barezhna ウクライナ経済副大臣、

Christiana Camarate Silveira Martins Leao Qionalia ブラジル ANATEL 消費者問題局監督

まとめ: Asa Regner ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)政策・プログラム・市民社会・政府間支援副事務局長

3:00-4:30

ジェンダー平等を達成するためのデジタル時代のジェンダー・デジタル格差を埋め、教育を推進するために、障害に対処する際の好事例

議長: Zulphar Sarkhad モンゴル労働社会保護政務官

4:30-6:00

女性と女兒をエンパワーし、より安全なデジタル・スペースを創出するための包摂的革新と技術変化を育成する

議長: Paulina Calderon アルゼンチン女性・ジェンダー・多様性省平等多様性政策大臣

本日発言大臣及び上級担当官: フランス、モロッコ、英国、ルクセンブルグ、アイルランド、イタリア、アルメニア、ガンビア、シエラレオネ、ヨルダン、バレスチナ国、ルワンダ、インドネシア、ジンバブエ、バハマ、ザンビア、スイス、フィンランド、ケニア、ベルギー、パラグアイ、チリ、モザンビーク、エリトリア、マルタ、モルディヴ、ウクライナ、カナダ、ニュージーランド、オランダ、リベリア、ナミビア、スーダン、パナマ、ボツワナ、エクアドル、リトアニア、フィリピン、チェコ共和国、バングラデシュ、タンザニア連合共和国、中国、ジョージア、メキシコ、東ティモール、ブルンディ、アラブ首長国連邦、コートジボワール、ニジェール、スウェーデン、カザフスタン、フィジー、ベルー、クウェート、ノルウェー、シンガポール、アンティグア・バーブダ、イラク、サウディアラビア、ベラルーシ、オーストラリア、バルバドス、ドミニカ共和国、トリニダー

最終ステートメント: Amina Mohammed 副事務総長

3月8日(水)午後、第6回会議

国際女性の日記念

一般討論(議事項目3): Anette Trettebergstuen ノルウェー文化平等大臣、Jeannette Bayisenge ルワンダのジェンダー・家族推進大臣、Nyeletibroke Mondlane モザンビーク

ジェンダー・子ども・社会問題大臣、Marie Bjerre デンマークのデジタル・ガバナンス・ジェンダー平等大臣、Signe Gertz デンマークの青年代表、Evika Silina ラトヴィア福祉大臣、Tariq Ahmad 英国中東・北アフリカ・南アジア・国連国務大臣、紛争中の性暴力防止首相特別代表、Jan Tinetti ニュージーランド女性・教育・子ども・貧困削減大臣、Erlyne Antonella Ndembet Damas ガボン人権担当法務大臣・国璽保持者、Thomas Lisa Paus ドイツ家庭問題、高齢者、女性、青年連邦大臣、Williametta E. Saydee-Tarr リベリアのジェンダー・子ども・社会保護大臣、Eugenia Roccella イタリアの家庭・出生率・機会均等大臣、Marek Mkrtychyan アルメニア労働社会問題大臣、Ayelen Mazzina アルゼンチン女性・ジェンダー・多様性大臣、Jason Peter パプアニューギニア地域社会開発・青年・宗教大臣、Ms. Polotova(キルギスタン)、Nasseneva Toure コーティヴォワール女性・家族・子ども大臣、Doreen Sioka ナミビアの O 平等・貧困根絶・社会福祉大臣、Nancy Rosalina Tolentino Gamarra ペルー女性課題脆弱な人々大臣、Fatou Kinteh ガンビアの女性・子ども・福祉大臣、Paulina Brandberg スウェーデンのジェンダー平等大臣、Aminata Zourkaleini ニジェール女性推進子ども保護大臣、Amal Hamad パレスチナ国女性課題大臣、Analeticivaia Aguilar Theissen グアテマラ女性課題大統領秘書官、Mai Al-Baghli クウェート社会問題地域社会開発大臣・女性子ども問題国務大臣、Sithembiso G.G. Nyoni ジンバブエ女性課題・中小企業開発大臣、Manty Tarawalli シエラレオネのジェンダー・子ども課題大臣、Obediah H. Wilchcombe バハマ社会サービス都会開発大臣、Igustiayu Bintang Darmawati インドネシア女性エンパワーメント子ども保護大臣、Tumiso Macdonald Rakgare ボツワナ青年・ジェンダー・スポーツ・文化大臣、Martin Moreti キリバティ青年・スポーツ・社会問題大臣、Ahmed Adam Bakhiet スーダン社会開発大臣、Mariam Al-Misnad カタール社会開発・家族大臣、Jessica Yaoska Radilla Leiva ニカラグア女性課題大臣、Bronto Somohardjo スリナム国内問題大臣、Doreen Mwamba ザンビア地域社会開発・社会サービス大臣、Diva Guzman ヴェネズエラ女性のための人民の力・ジェンダー平等大臣

3月9日(木)午前・午後 第7回・8回会議

一般討論(議事項目3)(継続)

Vindhya Fersaud グアiana人的サービス・社会保障大臣、Aisha Jumwa Katana ケニア公共サービス・ジェンダー・積極的優遇措置省大臣、Nancy Some Diallo ブルキナファソ連帯・人道行動・国内和解大臣、Jean Muonaowauza Senoeza マラウイのジェンダー・地域社会開発・社会福祉大臣、Smriti Irani インド女性子ども開発大臣、Anna Koukkides-Proccopiou キプロス司法・公共秩序大臣、Kalpana Devi Koonjoo-Shah モーリシャスのジェンダー平等家族福祉、Lynda Tabuya フィジー女性・子ども・貧困緩和大臣、Kirk Humphrey バルバドス国民のエンパワーメント・高齢者問題大臣、Sevlid Hurtic ボスニア・ヘルツェゴヴィナ人権・難民大臣、Wafa Bani Mustafa ヨルダン社会開発大臣、Isaia Vaipuna Taape トゥヴァル保健・社会福祉・ジェンダー問題大臣、Lavan

Southisan ラオ人民民主主義共和国ラオ女性連合副会長、Marcus Samo ミクロネシア連邦国家保健・社会サービス大臣、Virginia Albert-Poyotte セントルシア公共サービス・国内問題・労働・ジェンダー問題大臣、Laila Ahmed Awadj Al Najjar オマーン社会開大臣、Ayanna Webster-Roy トリニダード・トバゴのジェンダー・子ども問題首相府国務大臣、Noura Al Kaabi アラブ首長国連邦国務大臣、Lord Vaea トンガ国内問題大臣、Pitso Lesaohana レソトのジェンダー・青年スポーツ・芸術・文化・開発大臣、Fno Matusic クロアチア外務欧州問題省政治問題大臣、Veronique Tognifode ベナン社会問題少額金融大臣、Imelde Sabushimke ブルンディ国内連帯・社会問題・人権・ジェンダー大臣、Ana Paula Sacramento Neto アンゴラ社会問題・家族・ジェンダー大臣、Antonia Orellana チリ女性課題・ジェンダー平等大臣、Claudine Aoun レバノンのレバノン人女性国内委員会会長、Huria K.M. Eltarmal リビア女性性課題国務大臣、Maimoonah Al Khalil サウディアラビア家族問題会議事務局長、Hajia Lariba Zuweira Abudu ガーナのジェンダー・子ども・社会保護大臣、Margarita Gutierrez フィリピン内務省地方自治体国務次官、Anna Achmidt ポーランド家族・社会政策省次官・待遇の平等政府全権大使、Laura Gil コロンビア外務省多国間問題大臣政務官、Marci Ien カナダ女性課題ジェンダへ平等大臣、Rebecca Buttigieg マルタ改革・平等大臣政務官、Xueling Sun シンガポール社会・家族開発省国務大臣

議題紹介ステートメント: Dorothy Estrada aTanck 女性と女兒に対する差別に関する人権理事会作業部会議長

一般討論(継続)

Mayra Jimenez ドミニカ共和国女性課題大臣、Fatou Gueye Diane セネガルの女性・家族・子ども保護大臣、Irene Montero スペイン平等大臣、Monica Bottero Tovagliare ウルグアイ国立女性機関総裁、Faziltun Nessa Indira バングラデシュ女性・子ども問題省、Sadagat Gahramanova アゼルバイジャン家族・女性・子ども問題国内委員会副議長、Malarndirri Maccarthy オーストラリア先住民オーストラリア人先住民族保健大臣政務官、Zulpkhar Sarkhad モンゴル労働・社会保護大臣政務官、Isabella Degeago ナウル女性・社会開発問題副大臣、Maria Syrengera ギリシャのジェンダー平等・人口学・家族に対して責任を有する労働・社会問題副大臣、Maria Do Rosario Fatima Correia 東ティモール民主共和国平等包摂国務大臣、Olga Batalina ロシア連邦労働社会保護第一副首相、Martha Delgado Peralta メキシコ外務省多国間問題人権大臣、Irina Velichko ベラルーシ外務省多国間外交大臣、Nor Ashikin Johari ブルネイ・ダルサーラム文化・青年スポーツ省大臣、Catrmen Foro ブラジル女性課題省制度的調整・テーマ別イニシャティヴ・政治参画大臣、Suman Raj Aryal ネパール総理府・大臣会議秘書官、Abeida Rashid タンザニア連合共和国地域社会開発・ジェンダー・高齢者・子ども省秘書官、Sorita Koung カンボディア女性課題省次官、Nawal Ben Hamou ベルギー住居・機会均等担当国務大臣、Yi Lin 中国全人代子ども・女性作業委員会副議長、Tania Rosa エルサルヴァドル外務省人権事務局長、

Monica Alvarez アンドラ社会問題・青年・平等省平等政策部長、Ms. Hernandez Beleno(キューバ)、Semitha Poopale Rattinan マレーシアの女性・家族・地域社会開発政策・戦略企画部副大臣、Gnansa Koudjoukalo Benedicte トーゴ社会行動・女性の地位向上・識字省ジェンダーと女性の地位向上部長、Ayazhan Mukanova カザフスタンのデジタル開発・革新・航空産業省国際協力部長、Peter Mohan Maithri Pieris(スリランカ)、Robert David Murphy(ホーリーシー)、Amatlain Elizabeth Kabua(マーシャル諸島)、Ayelet Razin Bet Or イスラエル社会平等省女性の地位向上部長

3月10日(金)午前・午後 第9回・10回会議

見直しテーマ(ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワメントの達成における課題と機会)に関する意見交換対話

導入報告書: Sarah Hendriks ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)政策・プログラム政府間部部長による見直しテーマに関する事務総長報告書(A/CN.6/2023/4)のプレゼンテーション

全体像: 作業方法に従って、CSW は毎年、(a)国内と地域の経験を通して促進された実施のための手段を明らかにする学んだ教訓、課題及び好事例を任意に基づいて示す異なった地域の加盟国、(b)国内・地域・世界レベルでテーマに関して、データの強化された収集、報告、利用、分析におけるデータ格差と課題に対処することを通して、促進された実施を支援し、達成する方法を含む意見交換対話を通して、見直しテーマとして、以前の会期の優先テーマに関する合意結論の実施における進歩を評価する。見直しテーマに関する討論の結果は、ビューローのメンバーを通して、地域グループと相談して準備される委員会議長の概要という形式になる。

見直しは、国内レベルで見直しテーマに関して遂げられた進歩に関する事務総長報告書(E/CN.6/2023/4)によって支持される。

CSW67 の見直しテーマ: 第 67 回会期で、CSW の見直しテーマは、2018 年の CSW62 の合意結論に含まれている「ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワメントを達成する際の課題と機会」となる。

この合意結論は、①すべての農山漁村女性と女児のために人権の完全享受を推進し、保護し、差別と暴力を撤廃し、天然資源・経済資源・生産資源へのアクセスを推進する規範強化する、②ジェンダー主流化、財政政策、食料と栄養の安全保障、ディーセント・ワークと起業、ケアワーク、教育、保健、ジェンダー統計を含め、農山漁村女性と女児のエンパワメントのための経済・社会政策を実施する、③すべての農山漁村女性と女児の集団的声とリーダーシップと意思決定を強化するという 3 つのカギとなる政策領域での行動を強調した。

任意のプレゼンテーションを行う加盟国は、合意結論のこの 3 つのカギとなる領域のいくつかまたはすべてに特に対処するべきである。加盟国は、CSW62 の合意結論に応じて取られた措置の具体例とそのインパクトまたは結果を提供し、カギとなる教訓、格差、課

題のみならず、好事例を明らかにし、ステイクホルダーとの包摂的な協働の成功例と合意結論の実施に対する包括的取り組みを強調すべきである。

見直しの形式の提案: 意見交換対話を可能にするために、9加盟国までが任意のプレゼンテーションを行う。それぞれの任意のプレゼンテーションは、パートナー国のコメントと質問、プレゼンテーションを行う加盟国の短い回答を含め30分未満となる。プレゼンテーションを行うそれぞれの国は、質問を含め、建設的にそのプレゼンテーションについてコメントするための2,3のパートナー国を前もって明らかにしておくことが提案されている。パートナー国は、同様の経験に基づいてまたはプレゼンテーションを行う国の教訓から利益を受けることを求めるので、プレゼンテーションを行う国との継続中の協力に基づいて招くことができよう。プレゼンテーションを行う加盟国は、会場から討論に貢献するために国連機関や市民社会団体を招くことを検討したいと思うかも知れない。

予定表: プレゼンテーションを行う加盟国は、国内レベルでの相談とプレゼンテーションの準備のための十分な時間を認めるために地域グループを通して明らかにされた。任意のプレゼンテーションをするために以下の加盟国が指名されている: ヨルダン、モンゴル、サウディアラビア(アジア太平洋諸国グループ)、アルバニアとウクライナ(東欧諸国グループ)、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス(アフリカ諸国グループ)、ブラジルとチリ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国グループ)。

プレゼンテーションを行うそれぞれの国は、パートナー国の貢献を促進し、CSW へのすべての参加者と情報を分かちあうために、プレゼンテーションの少なくとも1週間前に短い概要を利用できるようにすべきである。

CSW67は、見直しのために会議質4で、3月10日の午前10時から午後1時までと午後3時から6時まで、合計6時間を2つの会議に配分している。

任意のプレゼンテーションの形式: 任意のプレゼンテーションは、●国内レベルで多様なステイクホルダーとの相談を通して準備されるべきであり、●CSW62の合意結論に応じて2018年3月以来取られた行動に重点を置き、●合意結論の複数の領域をカバーする学んだ教訓と課題と好事例に重点を置き、●質疑応答と結びついた首都を基盤とする発言者からの参画を得た本人による任意のプレゼンテーションを通して示されるべきである。短いビデオ、絵またはパワーポイントのプレゼンテーションのようなヴァーチャルを含めることが奨励される。可能ならば、上級の政府役人が率い、市民社会の代表を含めた3名以内の発言者のチームによって発表されるべきである。

任意の国によるプレゼンテーション---チリ

Antonia Orellana チリの女性平等課題・平等大臣

Andrea Macias Palma チリの Aysen, Patagonia 知事

アルゼンチンとコロンビアによるコメント

任意の国によるプレゼンテーション---モンゴル

Zulpkhar Sarkhad モンゴルの労働・社会保護大臣政務官

カナダとキルギスタンによるコメント

任意の国によるプレゼンテーション---コーティヴォワール

Nassenaba Toure Diane コーティヴォワールの女性課題・家族・子ども大臣
モロッコ、ベルギーによるコメント

任意の国によるプレゼンテーション---ウクライナ

Kateryna Levchenko ウクライナのジェンダー平等政策政府コミッショナー
リトアニア、グアテマラによるコメント

任意の国によるプレゼンテーション---ヨルダン

Maha Ali ヨルダンのヨルダン人国内女性委員会事務局長
エジプト、パレスチナ国によるコメント

意見交換対話

世界食糧安全保障委員会、デンマーク産業連合、フィリピン、健康への権利に関する国連特別報告者、イヌイット周極会議、国際農業開発基金(IFAD)

任意の国によるプレゼンテーション---サウディアラビア

Maha Aldhahi サウディアラビアの環境・水・農業大臣政務官
エジプト、インドネシア、クウェート、マレーシア、モーリタニア、カメルーン、コストリカ技術機関、キューバ、地中海議会会議、先住民族問題国際作業部会によるコメント

任意の国によるプレゼンテーション---ブラジル

Carmen Foro ブラジルの女性課題省の制度的調整・テーマ別イニシャティヴ・政治参画大臣
メキシコ、スーダン、インドネシア、モーリタニア、米国、食料農業機関によるコメント

3月13日(月)午前・午後 第11回・12回会議

優先テーマに関する青年代表との意見交換対話

根拠: デジタル化は気候変動と並んで21世紀を形成する2つの地殻変動の一つである。コロナウィルス病(COVID-19)の流行は、構造的・組織的障害とジェンダー平等に対する危険に上乗せしてデジタル化におけるジェンダー格差がいかに主として女性と女兒に悪影響を与えているかを増幅してきた。

2020年以來、国内レベルでも国際レベルでも、政策と制度はデジタルの革新を規制し、技術的進展のインパクトを予期する際に動きは鈍かった。ほとんどの既存の枠組みは、必ずしも人権に根があるわけではない一時的取り組みを用いている。デジタル格差、技術産業における女性の欠如、ジェンダー多様性と技術セクターへの包摂を推進する政策と規則の必要性が、デジタル革命で女性のリーダーシップを推進するために必要とされる。

「北京宣言と行動綱領」は、アクセスとジェンダー同数を強調して、教育と雇用の視点から技術の問題を主として枠づけている。その実施の25年後の見直し(E/CN.6/2020/3)

は、この格差を認め、ジェンダー平等を推進し、包摂と尊重を推進し、集団的行動を可能にし、持続可能な環境に貢献するように技術開発と革新を優先し資金提供するよう国々に要請している。これには、オンラインの暴力・虐待・ハラスメント、人工知能とロボット工学におけるプライバシーの権利への脅威とジェンダー・バイアスを含め、女性と女兒が直面する技術に固有の危険と闘うための法律・政策・規則の実施が含まれる。

目標: 意見交換対話は、加盟国からの青年代表者に、政府代表、議員、存在する場合には国内人権機関、並びに女性団体と青年団体を含めた ECOSOC に諮問的地位を持つ NGO、関連国連機関とメディアの代表者を含む広汎なステイクホルダーとの対話と討論にかかわる機会を提供するであろう。意見交換対話は、全ての加盟国とオブザーヴァーに開かれる。

対話は、政府の役人と NGO の代表、青年と国連システムを含め、ステイクホルダーをまとめる。意見交換対話は、少数の招待された参加者のプレゼンテーションで始まり、加盟国と NGO の好事例及びその他の発表が続く。

形式と参加: 新たな問題の検討は、意見交換対話を通すものとなろう。CSW の副議長が、会議の議長を務め、司会をするであろう。トピックは招待された話者によって導入されるであろう。加盟国は任意で対話に参加するであろう。発言者のリストはないであろう。国連ウィメンが、ECOSOC に諮問的地位を持つ NGO の代表のためのオンライン応募プロセスを促進するであろう。この行事に参加を提案された NGO のリストは、それぞれのビューローのメンバーを通して加盟国に配布されるであろう。

ガイドとなる質問: 意見交換対話に参加しているステイクホルダーは、以下の質問を検討するよう勧められる: ●ジェンダー化したデジタル格差に対処するために、国内での技術の利用可能性と料金の手頃さを拡大するために加盟国が実施してきた政策・プログラム・予算の配分の例は何か?これらからどのような教訓を学ぶことができるか、これらをどのように再生できるか? ●デジタル識字とその学習環境、デジタルの安全性、ブレンデッド・ハイブリッド教育、デジタル市民技術、説明責任を含め、デジタルの変革において若い女性と女兒が取り残されないことを保障するために各国政府にどのような投資を推奨できるか? ●デジタルのスペースにおいても革新的条件でもジェンダー平等のための同盟者・変革の担い手となるよう若い男性と男児をエンパワーする好事例は何か? ●プライバシーとデータ保護を含め、新たな技術のジェンダー化した危険に対処し、追跡し、差別と暴力から若い女性と女兒を保護するために、必要な保護が設置されていることを保障する透明性と説明責任の制度を改善するために、どのような措置を設置すべきか?

成果: 会議の成果はビューローのメンバーを通して、地域グループと相談して準備される委員会議長の概要という形態となる。

開会ステートメント: Chinguundari Navaan-Yunden(モンゴル)副議長

プレゼンテーション: Milica Knezevic セルビアの国際情報技術会社上級テスト開発者、Hawa Yokie シエラレオネの Kamara Yokie 情報センター共同設立者・理事、Alison

Berbelty Omiste ボリヴィアのシステム・エンジニア・弁護士、Oscar Fitzpatrick アイルランドの活動家・青年のためのコンサルタント、Aisha Mehmood パキスタンのタブーに挑戦する Baithak 創設者ほか。

青年代表ステートメント: メキシコ、エリトリア、日本(先週、私は、『嫌悪と心配と焦燥の涙が頬を流れ落ちている』仲間の青年代表と会議室にいた。国連に出席しているにもかかわらず、彼らは若いためにまたは白人ではないために、討論に含まれているとは感じていない。青年代表 20 名のうち 18 名は、西欧の先進国からであり、世界の南の青年を代表していない。これは事務総長の誰も取り残さないという哲学からは程遠い。CSW は、査証を入手できなかったとか、安全性について懸念したためにこの部屋にはいない人々を含める措置を取らなければならない。ステイクホルダーが、オンラインで青年のために安全なスペースを創出する措置を取ることも要求する。ジェンダー平等に取り組むことは、国家間の鬼ごっこであってはならない。CSW はすべての地域社会で、周縁化された人々を引き上げるべきである)、欧州連合、二人目の欧州連合、スイス、女兒は学ぶインターナショナル、アイルランド、レバノン、フィジー、マルタ、デンマーク、世界スカウト運動団体、ハンガリー、マレーシア、イタリア、ジョージア、カタール、アウトリーチ・インターナショナル、フィリピン、エルサルバドル、アンゴラ、グァイアナ、二人目のグァイアナ、英国、男性の関り世界同盟、ノルウェー、オランダ、タンザニア連合共和国、インドネシア、スウェーデン、変化のために、赤道ギニア、サウディアラビア、チリ、南アフリカ、コロンビア、ウガンダ、Fund de Nationale、ルワンダ、エクアドル、南スーダン、ジンバブエ

青年の発言に対する感想: Ms Knezevic、Ms. Yokie、Ms. Omiste、Mr. Fitzpatrick、Ms. Mehmood

3月14日(水)午前・午後 第13回・14回会議

一般討論(継続)

Ugochi Daniels(国際移動機関)、Bineta Diop アフリカ連合女性・平和・安全保障特使、Rein Tammsaar(エチオピア)、Melusi Masuku エスワティニ大臣、Naseer Ahmed Faiq(アフガニスタン)、Noemi Ruth Espiniza Madrid(ホンデュラス)、Nelly Banaken Elel(カメロン)、Lesia Vasylenko(列国議会同盟)、Valerie Guarnieri 世界食糧計画(WFP)副事務局長、Ralf Bredel 国連工業開発機関(UNIDO)事務局長、Ismahane Elouafi 食料農業機関(FAO)主任科学者、Alvaro Lario 国際農業開発基金総裁、Chidi King 国際労働機関ジェンダー・平等・多様性・包摂課長、Ms. Aklullo(ACT 同盟・世界教会会議国際問題教会委員会)、Alsa Alva(国際経済・商業科学学生協会)、Ms. Castillo Jimenez(アムネスティ・インターナショナル)、Joms Salvador(女性・法律・開発アジア太平洋フォーラム)、Evelun Boy-Mena 世界保健機関(WHO)技術担当官・ジェンダー指導者、Biplab Shetha(アジア太平洋女性リソース調査センター)、Ms. Rivera(CHIRAPAQ)、Melanie Besnelian(人権アドヴォケイツ)、地中海連合の代表、政策調査・教育のための先住民族国際センターの代表、国際企

業・有職女性連盟の代表、国際医学生協会の代表、国際同組合連合会の代表、国際女性開発機関の代表、Derechos Derechos の代表、Oxfam インターナショナルの代表、プラン・インターナショナルの代表、創価学会インターナショナルの代表、CSW67 の女児の代表、アフリカ女性開発コミュニケーション・ネットワークの代表

優先テーマに関する意見交換専門家パネル

根拠: CSW は、「ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成するためのデジタル時代の革新と技術的変革と教育」という CSW67 の優先テーマに関する意見交換専門家パネルを開催する。技術と革新は、情報・教育・技術への一層のアクセスのための機会を提供して、女性と女児の福利、教育、保健、生計の改善に多大な貢献をする可能性があり、雇用と企業機会の増加の可能性もある。これらは、保健・法律・財政サービスへのアクセスを改善するデジタル・サービスとツールを可能にし、商人がその製品のために世界市場にアクセスすることができるようにする。デジタルのアクセスは、女性と女児の権利に対する認識を高め、その市民的関りと考えや意見の表明、創造国を。しかし、デジタルの革新は、女性のために社会的・経済的成果を改善する大きな可能性をもたらすが、ジェンダー不平等の既存のパターンを永続化する危険も呈する。

デジタル化は、しばしば機会の均等化と描かれてきたが、技術的解決を開発する時に、低所得国のジェンダー、年齢、人種、地方性、障害、所得または社会技術的インフラを考慮に入れられない「アナログ世界」にすでに見られるジェンダーに盲目的なパターンを続けてきた。その結果、女性と女児のニーズに対応し、デジタル・ツールを通して不平等が増幅される、底辺にある構造的問題に対処するジェンダー変革的技術を開発する明確で慎重な意図の欠如が永続化される悪循環を生み出している。国々の内部及び国々にわたってみられる差異には、失業者、識字力の低い女性、または低所得の女性、農山漁村または遠隔地域で暮らしている女性、移動者、障害を持つ女性、55 歳以上の女性を含めた異なった集団の女性に与えるインパクトを調べる交差したレンズを用いることが必要である。

目的: 意見交換専門家パネルは、技術セクター内のすべての領域で、重なり合う取り組みを統合することに関連する最近利用できる調査と好事例と慣行に関する考え、経験、新しい洞察の交換の機会である。このパネルは、司会者付きの討論と会場からの質問とコメントが続く短いプレゼンテーションを行う様々な専門家をまとめる。

形式と参加: 意見交換専門家パネルは、CSW ビューローの副議長が司会する。パネルは 6 名の専門家による短いプレゼンテーション(6-8 分)で始まり、パネリストにあてた加盟国とその他のステイクホルダーからのコメント、質問、意見がこれに続く。加盟国は任意で対話に参加するか。発言者のリストはない。国連ウィメンが、ECOSOC に諮問的地位をツ NGO の他の代表のためにオンラインでの応募プロセスを促進する。行事に参加が提案される NGO のリストはそれぞれのビューローのメンバーを通して加盟国に配布される。

討論のために提案されるトピック: ●女性と女児のためにデジタル技術と戦略的財政

レビューへのアクセスと利用を高めこと、●変化する仕事の世界で経済的エンパワーメントに向けて女性と女児のデジタル技術と能力を高めること、●革新と技術の立案、開発及び展開にわたってジェンダーの視点を埋め込むこと、●デジタル技術の提供と利用、データのガバナンスと保護において透明性と説明責任を改善すること、●市民のスペースを推進し技術が促進するジェンダーに基づく暴力を撤廃すること。

成果: 会期の成果は、ビューローのメンバーを通して地域のグループと相談して準備される議長概要としい形式となるであろう。

開会ステートメント: Antje Leendertse(ドイツ)委員会指名議長

プレゼンテーション: Alison Gillwald(南アフリカ)I(CT アフリカ調査部長、Nino Enukidze(ジョージア)ジョージア企業技術大学学長、Elisa Lindinger(ドイツ)SUPERRR Lab 共同創設者・理事、Anita Gurumuethy(インド)変革のための IT 事務局長、Reem Alsalem 女性と女児に対する暴力、その原因と結果に関する国連特別報告者、Monica Roque アルゼンチン退職者・年金受給者のための国家社会サーヴィス機関人権・地域社会高齢学・ジェンダー・ケア政策事務総長

質問とコメント: パキスタン、デンマーク、米国、ともに教会による行動、フィリピン、ブルンディ、イタリア、エリトリア、ウクライナ、スーダン、LBTI コーカス、モリタニア

まとめ: Ms. Gillwald, Ms. Enukidze, Ms. Lindinger, Ms. Gurumurthy, Ms. Alsalem, Ms. Roque

3月15日(水)午前 第15回会議

一般討論(議事項目3)(継続)

Linda Thomas-Greenfeld(米国)、Ines Nefer Bertille Ingani コンゴ女性の地位向上・開発への女性の統合・非正規経済大臣、Youssef Aden Moussa1(ジブティ)、Maimimah Mohd Sharif(国連人間居住計画(U NHABITAT))、国際家族計画連盟西半球地域の代表、共通の未来のための欧州女性(ジョージア)の代表、ガール・ガイド・ガール・スカウト世界協会の代表、スカウト運動世界団体の代表、カナダ若手外交官の代表、性と生殖に関する権利青年連合の代表、Afrac 文化協会の代表、ブリティッシュ・コロンビア国際協力会議の代表、イクオリティ・ナウの代表、ヘルプエイジ・インターナショナルの代表、国際輸送労働者連面の代表、ソロプティミスと・インターナショナルの代表、オーストラリア障害女性の代表、世界ウクライナ女性団体連盟の代表

閉会挨拶

Mathu Joyini(南アフリカ)CSW 議長

3月16日(木)午前 第16回会議

新たな問題(軌道に戻る: 重なり合う緊急事態の状況で、ジェンダー平等を達成する)に関する意見交換対話

根拠: 女性と女兒は、前例のない一連の脅威に直面している。つまり、気候危機と紛争と相俟って、COVID-19 の流行、比較的高い貧困率、急上昇する食料価格と物価が、「北京宣言と行動綱領」の実施を含め、ジェンダー平等に関する進歩の道を劇的に逆転させている。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の中間点に近づいて、世界は 2030 年までにジェンダー平等を達成する軌道に乗っていない。利用できるデータに基づいて、SDG の 5 つの指標と準指標の 28% が、目標からは大変に遠いかまたは遠くにあり、およそ 3 つに 1 つは目標からはやや遠い位置にあり、4 分の 1 は目標の近くにあるが、目標に達している、またはほとんど達しているのはわずか 12% である。

何十年もの進歩にもかかわらず、極度の貧困が、世界的に女性と女兒にとって深まるものと予想される。2022 年末までに、3 億 8,300 万人の女性と女兒が、3 億 6,800 万人の男性と男児に比べて極度の貧困の中で暮らしているであろう。もし現在の傾向が続くならば、2030 年までに、今日よりも多くの女性と女兒がサハラ以南アフリカで極度の貧困の中で暮らしているであろう。

紛争、気候変動、COVID-19 の流行の集中は、さらなる食料の不安定につながった。この 2019 年から 2021 年の間に、中程度から厳しい食料の不安定におけるジェンダー格差が、倍以上となっている。

2020 年に、学校及び就学前施設の閉鎖は、世界的に 6,720 億時間の追加の無償の育児を必要とした。ケアワークにおけるジェンダー格差は流行病以前と同じであると考えて、女性はこの時間の 5,120 億時間を担い、169 개국と領土で 2022 年に流行病前の程度を下回ったままであると予想されている労働力参加に悪影響を与えた。

最近数十年で、進歩が良好な軌道に乗っていた教育において、似たような後退の懸念がある。流行病の 2 年目に入って、ほとんどの学校は再開したが、女兒の周縁化された脆弱な集団の間で、かなりの学習へのインパクトが残っている。全世界で正規の教育についていない約 1 億 3,000 万人の女兒の半数以上が、危機の悪影響を受けた国々で暮らしている。

女性と女兒の権利と福利を損なう緊急事態が、より頻繁で複雑になりつつある。COVID-19 の流行とその余波、増加する生活費と食料の不安定、紛争と気候変動が、さらにジェンダー格差を悪化させている。差別的規範、法律、慣行を含め、ジェンダー平等に対する長期的な構造的障害が対処され、なくならなければ、前進と SDG5 に関する進歩は手が届かないままである。ODA のみならず増額された国の資金提供を含め、ジェンダー平等における世界的協力と投資が、軌道を正し、SDG5 を軌道に戻す基本である。ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメント達成が、この重なり合う課題と取り組みすべての持続可能な開発目標とターゲットにわたって進歩を遂げるために極めて重要である。

目標: 意見交換対話は、この重なり合う緊急事態が SDGs の達成にどのように悪影響を及ぼしているかを討議する機会を提供する。対話は、食料の安全保障、貧困根絶、雇用、無償のケアワーク及びジェンダー統計に関する選ばれたテーマ別領域にも重点を置く。

対話は、過去の危機のみならず、現在から学んだ教訓と好事例を引き出し、2030年までによりよく建て直し、回復し、共通の目標を果たすためのさらなる活動の領域を明らかにする。

対話は、政府の役人と NGO と青年と国連システムの代表を含めたステイクホルダーをまとめであろう。意見交換対話は、少数の招待された参加者によるプレゼンテーションで始まり、加盟国と NGO からの好事例とその他の意見がこれに続く。

形式と参加: 新たな問題の検討は、意見交換対話を通して行われる。CSW 副議長が会議の議長と司会を務める。トピックは招待された発言者によって導入される。加盟国は、任意で対話に参加する。発言者のリストはない。国連ウイメンが、ECOSOC に諮問的地位を有する NGO 代表のオンラインでの応募プロセスを促進する。行事に参加を提案された NGO のリストとは、それぞれのビューローのメンバーを通して加盟国に配布される。

導入の質問: 意見交換対話に参加しているステイクホルダーは、以下の質問に対処するよう勧められる: ●よりよく建て直し、回復し、2030 アジェンダのジェンダー平等の目標を果たすために、危機回復努力と政策をいかに備えることができるか? ●人々のためにも惑星のためにもケアの危機に対処するためにどのような政策措置が貢献してきたか? ●ディーセントな職、社会保護、持続可能な生計への女性のアクセスを優先する際に、どのような回復努力の例が効果的であったか? ●紛争のジェンダーの側面に対処するために国々はどのような行動をとってきたのか? ●ジェンダー統計と性別データは、ジェンダー平等に対処するために、より強力で証拠に基づいた政策にどのように貢献できるのか?

目標: 会議の成果は、ビューローのメンバーを通して地域グループと相談して準備される委員会議長の概要という形式となる。

開会ステートメント: Maris Burbergs(ラトヴィア)CSW 任命議長

意見交換対話:

1. Annie Namala 社会的公平性と包接センター理事、Wada Na Todo Abhiyan(WNTA--約束を破るな)キャンペーン議長、
2. Lauren Phillips 国連食糧農業機関(FAO)の包摂的農業変革・ジェンダー平等部副部長
3. Jerome De Henau 英国オープン大学芸術・社会科学部経済学上級講師
4. Marina Irigoyen 熱帯農業国際センターSERVIRA アマゾン・プログラムのジェンダー顧問
5. Hamsatu Allamin ナイジェリア平和と開発 Allmin 財団創設者・事務局長
6. Jemimah Njuki ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関経済的エンパワーメント長
7. Mary Wangui Mugwanja 犯罪防止刑事司法委員会議長

質問とコメント: フィリピン、欧州連合、日本(COVID19の流行は、デジタル技術と柔軟な雇用取り決めを得ることを通して女性をエンパワーするための政府のディジタ

ル技術の利用を触媒していることを報告する。厚生労働省も、公共の職業スタッフのための e-学習コースとオンライン訓練を推進している。これが女性のためのアクセスを高め、育児又はその他の必要性に対処し、キャリアのカウンセリングを含め、参加者が安定した雇用を見つける手助けをしている)、コロンビア Abba 財団、国際医療協力委員会、ウクライナ、米国、アジア太平洋リソース調査センター (ARROW)、国際司法監視協会、世界食料計画、ブルンディ、マレーシア、イタリア、インドネシア、パキスタン、ドミニカ、スーダン、エリトリア、マリ、コートジボワール、セントヴィンセント・グレナディーン、ソロモン諸島、マラウイ、ブルンディ

回答: Ms. Namala, Ms. Phillips, Mr. De Henau, Ms. Irigoen, Ms. Allamin, Ms. Mugwanj

3月17日(金)夜、第17回会議

CSW67 の閉会

合意結論の採択

CSW67 報告書案の承認

CSW68 暫定アジェンダの承認

閉会挨拶:

1. Sima Sami Bahous ジェンダー平等と女性のエンパワーメント事務次長・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)事務局長
2. Mathu Joyini(南アフリカ)CSW67 議長

CSW68 の開会

Antonio Manuel Revilla Lagdameo(フィリピン)を議長 Maria del Carmen Squeff(アルゼンチン)と Maris Burbergs (ラトヴィア)を副議長に拍手で選出。委員会はアフリカ諸国グループと西欧及びその他の諸国グループからの副議長選出を後日に延期。

通報作業部会の委員に関しては、CAW67 でモロッコを委員に任命したことを想起した。アジア太平洋諸国グループ、東欧諸国グループ、ラテンアメリカ・カリブ海諸国グループ、西欧及びその他の諸国グループ指名委員の欠席のため、残りの委員の指名は後日に延期することを決定。

ジェンダー平等とすべてのと女兒のエンパワーメントを達成するためのデジタル時代の革新、技術的変革、教育

CSW67 合意結論

1. CSW は、「北京宣言と行動綱領」、第 23 回特別総会成果文書及び第 4 回世界女性会議の 10 周年、15 周年、20 周年、25 周年に当たって CSW によって採択された宣言を再確認し、その実施をさらに強化する必要性を強調する。
2. CSW は、「世界人権宣言」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「子どもの権利に関する条約」とその「選択議定書」並びに「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「市民的・政治的権利国際規約」、「障害者の権利に関する条約」、「人種差

別撤廃に関する国際条約」及び「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」が、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントとその全生涯を通してすべての女性と女児によるすべての人権と基本的自由完全で平等な享受を実現するための一連の包括的措置を提供していることを繰り返し述べる。

3. CSW は、「北京宣言と行動綱領」及びその見直しの成果文書、及び主要国連会議とサミットの成果とこれら会議及びサミットのフォローアップが、持続可能な開発の堅固な基礎を築き、「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施が、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施とジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成に重要な貢献をすることを再確認する。

4. CSW は、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成と「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施と「アジェンダ 2030」のジェンダーに対応した実施との間の相互に補強しあう関係を強調する。CSW は、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントと革新と技術的変化の状況での女性の完全で平等で効果的で意味ある参画と意思決定の間の相互に補強しあう関係を強調し、デジタル時代の教育が、持続可能な開発を達成し、平和で正当で包摂的な社会を推進し、包摂的で持続可能な経済成長と生産性を高め、いたるところにあるあらゆる形態と側面の貧困をなくし、万人の福利を保障するための基本であることを強調する。CSW は、女性と女児が、持続可能な開発のための変革の担い手として重要な役割を果たすことを認める。

5. CSW は、革新と技術的変化の状況で、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成において、それぞれの地域と国での地域大会、条約、イニシャティヴ及びデジタル時代の教育が果たす重要な役割を認める。

6. CSW は、国際人口開発会議とその行動計画及びその見直しの成果文書を含め、関連国連サミットと会議でなされたジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントに対する公約を再確認する。CSW は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」、乳幼児突然死症候群促進行動形式(SAMOA)方法、2015 年から 2030 年までの災害危険削減仙台枠組、第 3 回開発のための資金調達国際会議「アデイス・アベバ行動計画」、社会開発世界サミット及びユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジに関する高官会議の政治宣言が、革新と技術的変化とデジタル時代の教育の状況で、特にジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成に貢献していることを認める。CSW は、「国連気候変動枠組み条約」の下で採択された「パリ協定」を想起する。

7. CSW は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」が、その普遍的で、統合された不可分の性質を反映して、異なった国内の現実、能力、開発の程度を考慮に入れて、それぞれの国の政策スペースとリーダーシップを尊重して、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントを達成する統合力のある持続可能な開発戦略を開発することにより、関連する国際規則と公約に沿いつつ、包括的に実施する必要があることを繰り返し述べる。CSW

は、遂げられた進歩に関して、国内・地域・世界レベルで、「アジェンダ 2030」のフォローアップと見直しに対して、各国政府に主たる責任があることを確認する。

8. CSW は、「開発への権利宣言」、「国連先住民族の権利宣言」、「難民と移動者のためのニューヨーク宣言」をさらに想起する。

9. CSW は、普遍的で不可分で相互に依存し相互に関連している、開発への権利を含めたすべての女性と女兒の人権と基本的自由と保護と尊重は、社会への女性と女兒の完全で平等な参画と女性の経済的エンパワーメントにとって極めて重要であり、すべての政策とプログラムで主流化されるべきであることを再確認する。CSW は、経済的・社会的・文化的・政治的開発に参加し、貢献し、享受する資格が万人にあり、等しい注意と緊急の配慮が、革新と技術的变化とデジタル時代の教育の状況で、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利に、等しい注意と緊急の配慮が与えられるべきであることを保障する措置を取る必要があることも再確認する。

10. CSW は、女性の働く権利と職場での権利の実現に関連する関連国際労働機関の基準の重要性を認める。CSW は、国際労働機関のディーセント・ワーク・アジェンダと「職場での基本原則と権利に関する国際労働機関宣言」を想起し、その効果的実施の重要性に留意する。

11. CSW は、女性・平和・安全保障のアジェンダの設立も想起し、和平プロセス、紛争防止、紛争解決及び平和構築のあらゆる段階への女性の完全で、平等で、効果的で、意味ある参画が国際平和と安全保障の維持と推進のための基本的要素の一つであることを再確認する。

12. CSW は、「北京宣言と行動綱領」が、すべての女性は技術から利益を受けるだけでなく、立案から適用、監視、評価に至るプロセスにも参加することが基本であることを認めたと再確認する。CSW は、第 4 回世界女性会議の 25 周年にあたっての「政治宣言」の中で、各国政府が、女性と女兒の生活を改善し、ジェンダー・デジタル格差を含め、開発格差とデジタル格差を埋めるための技術と革新の可能性に備え、技術の利用から出てくる危険と課題に対処することを誓ったことも想起する。

13. CSW は、「国連憲章」の目的と原則の前提である持続可能な開発を推進し、生活の質を改善し、「世界人権宣言」を完全に尊重し、支持する際に、個人、地域社会、人々がその完全な可能性を達成できるように、万人、特に女性と女兒がデジタル技術、情報、知識を生み出し、アクセスし、利用し、分かち合うことができる社会の情報に関する世界サミットの成果文書に反映されている、人々を中心とした、包摂的で、開発志向の情報社会の夢を想起する。

14. CSW は、デジタル技術が深く社会を変革し、革新を推進し、前例のない機会を提供し、「2030 アジェンダ」の実現を促進し、特に脆弱な状況にある者のために、生涯にわた

る質の高い教育、保健ケア・サービス、ディーセント・ワーク、料金が手ごろな住居、社会保護へのアクセスを保障することにより、女性と女兒を含めた万人のための社会開発を促進することを認め、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントが、すべての「持続可能な開発目標」にわたって重要な貢献をしていることも認め、SDG サミットの開催を認める。

15. CSW は、技術の構想、立案、開発、展開、評価、規制において人権が推進され、尊重され、成就されることを保障し、すべての女性と女兒のために開放的で、安全で、安定した、アクセスでき、料金が手頃な情報とコミュニケーション技術の環境を推進するために、適切な保護を受けることを保障する必要性を認める。

16. CSW は、革新と技術的变化とデジタル時代の教育の状況で、重複し重なり合う形態の差別と周縁化は、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成に対する障害であることを認める。CSW は、女性と女兒の状況と状態の多様性を尊重し、評価し、女性の中にはそのエンパワーメントに対して特別な障害に直面している者もあることを認める。CSW は、すべての女性と女兒は同じ人権を有しているが、異なった状況の女性と女兒は、適切な対応を必要とする特別なニーズと優先事項を持っていることを強調する。

17. CSW は、技術は女性と女兒の市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の完全実現を推進するために用いることができるが、デジタル・ツールを通して、不平等が増幅され、永続化されるところでは、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範を永続化し、悪循環を生み出すためにも用いることができることも認め、これら権利の実現に対する構造的障害のインパクトに対処する必要性も認める。

18. CSW は、国々の内部及び間のデジタル変革と技術へのアクセスの不平等な速度と特に組織的障害、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範、無償のケア・家事労働の不相応な割合、及び安全に ICT とインターネットにアクセスし、その社会的エンパワーメントと女性の経済的エンパワーメントのための知識、意識、技術を備え、後発開発途上国と小島嶼開発途上国とアフリカ諸国を含め、特に開発途上国で、手頃な経費で、安全なオンライン経験ができるレベルで接続できることから女性と女兒の能力が損なわれていることに懸念を表明する。

19. CSW は、思春期の女子が歴史上最もデジタルに接続している世代の一部であり、革新と技術変化とデジタル時代の教育の状況で、技術の利用及びその他の障害を通して起こるまたは増幅される差別と暴力に不相応にさらされることもあり、これがデジタル技術の完全な利益と社会への意味ある参画にアクセスすることを妨げ、不平等を生み出し、さらに悪化させることもあることをさらに認める。

20. CSW は、出生登録制度を強化するためのデジタル技術の可能性に留意する。CSW は、教育への権利、並びに社会保護制度へのアクセスを含め、人権の実現のための出生登

録の重要性にも留意し、先住民族の女性と女兒、障害を持つ女性と女兒、移動女性と女兒、農山漁村、遠隔地、海岸地域の女性と女兒、国籍・民族・宗教・言語のマイノリティに属する女性と女兒の中には出生登録率が低い者もあることに懸念を表明する。

21. CSW は、すべての女性と女兒、特に小島嶼開発途上国を含めた開発途上国、特に脆弱な状況にある者が、生命と生計の危険と増加する喪失に不相応にさらされていることを含め、気候変動、環境悪化、生物多様性の喪失、極端な天候と土壌の悪化、砂漠化、森林伐採、砂と埃嵐、根強い干ばつ、洪水、海面上昇、沿岸の侵食と海洋の酸化のようなその他の環境問題の不相応な悪影響をしばしば受けていることを深く懸念し、持続可能な開発と貧困根絶の達成に対して気候変動によって提起される課題について深い懸念を繰り返し述べる。CSW は、「バリ協定」の締約国が、気候変動に対処するための行動をとる時、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントと世代間の公平を尊重し、推進し、考慮すべきであることを認めたことを想起し、「国連気候変動枠組み条約」の第 25 回締約国会議による第 2 次ジェンダー行動計画の採択も想起する。

22. CSW は、海洋を含めたすべての生態系の完結性と生物多様性の保護を保障することの重要性に留意する。CSW は、技術と革新が、気候変動の適合と緩和、特に UNFCCC の下で採択された「バリ協定」の第 2 条に従って、長期的な気温の目標を達成する際の努力を改善する際に国々を支援することができることを認める。CSW は、料金が手頃でアクセスできる技術とすべての女性と女兒のインターネット、並びにジェンダー・デジタル格差を含めたデジタル格差を埋めることに向けたデジタル識字、財政、能力構築への平等なアクセスを推進することの重要性を強調する。CSW は、異なったセクターで気候強靱性を改善するために、また、UNFCCC の下で採択されたりマ・ジェンダー行動計画に従って、科学・技術・調査・開発において女性と女兒の完全参画を育成することにより、地方の、先住民族の、伝統的知識と慣行を強化し、保護し、保存することを含め、気候変動に対処するためのジェンダーに対応した技術的解決策を推進するよう国々を奨励する。

23. CSW は、災害対応と COVID-19 の回復努力において、女性が果す重要な役割を強調する。CSW は、女性が前線の保健とソーシャル・ワーカーの大多数を代表しており、基本的な公共サービスの提供にかなり関わっていることを想起する。CSW は、COVID-19 流行との闘いには、連帯と新たな多国間協力に基づいた世的対応が必要とであることを認める。CSW は、持続可能で包摂的な回復戦略が、保健制度の強化とユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジの達成を通して、今後の衝撃の危険を減らすために必要とされ、全ての対応が人権を完全に尊重して実施されることをさらに認める。CSW は、国際協定、イニシャティブ、一般宣言にもかかわらず、世界的に、特に開発途上国で、COVID-19 のワクチンへの公正なアクセスの欠如があることに深い懸念を表明する。

24. CSW は、コロナウィルス病(COVID-19)の流行の経済的・社会的降下物は、世界的な

食料の安全性の危機、気候変動、環境悪化、災害のインパクトを複雑化し、人々を遙か後方の極度の貧困に追いやり、多くの開発途上国を負債の苦痛の高い危険にさらされたりまたは既に苦痛を味わっている状態で、以前から存在している負債の脆弱性をさらに悪化させ、国々の内部及び間のデジタルの変革の不平等な速度を増幅し、最も強い打撃を受ける最も貧しく最も脆弱な者は ICT へのアクセスにおいて最も取り残されている者であるので、これら要因が構造的・組織的障害と繋がった時にどのように女性と女兒にとっての不平等な機会になるかを示すことに懸念を表明する。CSW は、無償のケア労働と家事労働に対する増える需要と性暴力とジェンダーに基づく暴力を含め、あらゆる形態の暴力の伝えられる増加について、さらに深い懸念を表明する。

25. CSW は、修正された「知的財産権の貿易関連の側面に関する世界貿易機関協定 (TRIPS 協定)」を再確認し、公衆衛生を保護し、特に万人のために薬剤へのアクセスを推進するために、加盟国の権利を支援するように知的財産権が解釈され、実施されることを認めている「TRIPA 協定と公衆衛生に関する 2001 年世界貿易機関ドーハ宣言」も再確認し、新しい衛生品の開発において適切な奨励策の必要性に留意する。

26. CSW は、あらゆるレベルの意思決定プロセスと指導的地位への女性の完全で平等で意味ある参画が、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成並びにその人権と基本的自由の実現にとっての基本であることを再確認する。CSW は、デジタル技術を利用し、そのような技術のあらゆる否定的インパクトの可能性に対処する女性と女兒の能力を推進するための政策とプログラムを含め、ICT に関連する意思決定への女性の参画とリーダーシップの重要性も再確認する。

27. CSW は、科学技術社会の持続可能な開発への重要な貢献、特に女性と女兒の教育、科学、技術、工学、数学、革新への重要な貢献を認める。

28. CSW は、すべての女性が提唱し、動員し、公的生活に完全に平等に意味あるように参画できるスペースとしてデジタル・プラットフォームが果たすことのできる重要な役割を認める。CSW は、女性と女兒のオンラインの貢献が、すべての女性と女兒の利益、ニーズ、視点を考慮に入れる包摂的で参加型の公的談話と政策成果を育成できることも強調する。

29. CSW は、デジタル変革には、「持続可能な開発目標」の達成と貿易と供給網の現在の分裂の克服に向けた突破口的進歩と新しい解決策を牽引する可能性があることを認め、この点で、デジタル格差を埋め、デジタル技術の利用と規制で、全ての人権と基本的自由を尊重する必要性を再確認しつつ、国々の内部及び間でデジタル技術、接続性及びインターネットへの包摂的で意味のある質の高いアクセスを推進することにより、デジタル技術の利益が、すべての女性と女兒に利用できるものであることを保障する緊急の必要性を再確認する。

30. CSW は、安全な飲用水と下水道に対する人権は、生活とすべての人権の完全享受の基

本であることを想起する。CSW は、気候変動と環境悪化と災害によって引き起こされる水の欠乏と供給の崩壊が、女性が水を得るために長距離歩いたり、並んで何時間も待つ状態で、女性と女兒に不相応な悪影響を及ぼし、これが教育と余暇または生計を稼ぐためといったようなその他の活動のための時間を制限することを想起する。CSW は、新しい革新的技術とデジタル化の適用のみならず、調査と革新を用いた持続可能で統合された水資源管理に基づいたジェンダーに対応した上下水道サービスとインフラが、すべての女性と女兒の強靱性を支えるカギであることを強調し、特に災害救援、人道緊急事態で、月経保健・衛生を含め、適切で安全で清潔な上下水道施設への女性と女兒のアクセスを拡大する必要性をさらに認める。

31. CSW は、世界人口の3分の1、主として開発途上国の特に女性と女兒と脆弱な状況にある人々並びに後発開発途上国の女性の3分の2が、インターネットにアクセスしていないことに懸念と共に留意する。

32. CSW は、ICT はすべての女性と女兒に新しい機会と課題を示しており、農村と都会、青年と高齢者、ジェンダー・デジタル格差を含め、国々の間及び内部のデジタル格差を埋める必要性を強調し、デジタルと知識格差を埋めためにアクセスの質を強調する必要性を想起し、障害者を含め、スピード、安定性、料金の手頃さ、言語、訓練、能力開発、地方の状況、アクセス可能性を含めた多面的取り組みを用いて、ニュー・テクノロジーへのアクセスと利用において開発途上国と小島嶼開発途上国が直面する主要な障害に対処する差し迫った必要性があることを強調する。

33. CSW は、ジェンダー・デジタル格差を埋め、デジタル経済と社会で誰も取り残されないとを保障する努力が拡大され、デジタルの公平性に基づいていなければならないことを強調する。CSW は、デジタル技術への平等で、料金が手頃なアクセスを推進し、デジタル技術と関連政策の概念化、開発、実施に、ジェンダーの視点を主流化するようすべての関連ステイクホルダーを奨励する。CSW は、既存のジェンダー格差にデジタル・サービスを重ね合わせることは、危険を複雑化し、その導入に奨励策と対象を絞った支援が伴わない限り、貧困や農山漁村地域で暮らしている人々を含め脆弱な状況にある人々のアクセスを減らすことを認める。

34. CSW は、料金が手頃で、アクセスでき、信頼できる技術とサービスへの女性と女兒のアクセスの欠如は、多くの開発途上国、特にアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得国、比較的高い一人当たり所得に移行している国々、紛争状態にある国々、紛争後の国々、国内の災害の悪影響を受けた国々で依然として重要な課題のままであることを認める。CSW は、ジェンダー・デジタル格差を含め、デジタル格差を埋め、持続可能な開発のための ICT に備え、すべての人権と基本的自由の完全享受を保護し尊重する必要性を強調する。すべての努力は、調査と開発と相互に合意した条件での技術移転を通して、低価格の接続の選択肢の開発を促進する必要性があるかも

知れないことを念頭に置いて、ICT とブロードバンドのアクセスと利用の価格を下げ、料金の手頃さを高めるために用いられるべきである。

35. CSW は、技術、接続性、デジタル識字及び教育へのアクセスと利用におけるジェンダー格差をなくす際の限られた進歩に懸念と共に留意し、農山漁村または遠隔地域または島々で暮らしている女性と女兒並びに移動女性と女兒を含め、技術・職業訓練と生涯学習機会の重要性を強調する。CSW は、ニュー・テクノロジーが労働市場の構造を変えており、基本的なデジタルの流暢さから科学・技術・工学・数学・ICT の高度な技術的スキルに至るまでのスキルを必要とする新しい異なった雇用機会を提供していることを認める。

36. CSW は、人権を尊重する包摂的で開発志向の情報社会を築く目的で、助言とサービスと支援を提供することを目的とする国及び地方レベルの活動とイニシャティヴのインパクトをさらに高めるために、すべての女性と女兒の能力開発政策と持続可能な支援に重点を置く必要性を認める。

37. CSW は、急速な技術的变化は、異なった方法で国々に影響を与え、国々の国内の現実、能力及び開発の程度に依存するこれらインパクトに対処するには、機会から利益を得、この変化から生じる課題に対処し、ジェンダー・デジタル格差を含め、デジタル格差を埋め、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントとそのすべての人権の成就を達成するために、国際的なすべてのステイクホルダーの協力を必要とすることも認める。

38. CSW は、新しい技術開発が、人工知能に基づく解決策で用いられるアルゴリズムを含め、効果的な保護と監督の欠如で、不平等と差別の既存のパターンを永続化することもあることに懸念と共に留意する。CSW は、技術におけるジェンダー偏見が個人に悪影響を及ぼすが、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの後退にも寄与し、従って、ジェンダーに対応した取組が、人権を完全に尊重して、デジタル技術の立案、開発、展開、利用において取られるべきであることにも留意する。

39. CSW は、機会にもかかわらず、暴力、憎しみ、差別、敵意、特に人種主義、排外主義、女性と女兒に対する否定的な固定観念化と汚名を唆すために立案されたり、用いられたりする新たなデジタル技術の誤用に関連する課題に対処する必要性があることを認める。CSW は、女性と特に女兒が、その個人データの収集、処理、利用または保存、または微妙なデータを含め、個人データの収集、処理、利用、保存及び分かち合いが、デジタル時代にかなり増加しているため、個人データの収集、処理、利用、保存または再利用または販売または複数の再販売に自由で明確で情報を得た同意をしばしばしないまたはできないことに懸念を表明する。

40. CSW は、多くのデジタル・プラットフォームが立案され、維持され、統治される方法が、意見と表現の自由と公的生活のすべての側面に参画する権利を含め、女性と女兒の

権利の成就を損なうこともある偽情報、誤報、ヘイト・スピーチを生じさせてきたことを認め、この点で、子どもと若い人々にデジタル識字とスキルを教えること、デジタル技術に積極的に関わることで、ジェンダー平等の尊重が、オンラインの安全性、プライバシー、技術の利用を通して起こったり増幅されたりする、ジェンダーに基づくものを含めた様々な形態の暴力に関連する問題に対処する手助けをし、ジェンダー平等のための変革の担い手となるよう、若い男性と男児を含めた若者をエンパワーすることを認める。

41. CSW は、新たなデジタル技術が引き金となった女性と女兒に対する重大な害悪と差別は、すべての人権侵害と虐待に対処するためのすべての説明責任要件を改善し、国連の「企業と人権に関する指導原則」を考慮に入れて、データをどのように利用し保護するか、その製品とサービスによって引き起こされる人権侵害と虐待の可能性にどのように対処するかに関して透明性を高める規制を要請していることを強調する。

42. CSW は、ソーシャルメディアが意識を高め、動員するのみならず、コンテンツと意見を分かち合うための新しいチャンネルを女性と女兒に提供して、情報が世界的に分かちあわれる方法を変えたことを認め、従って、コンテンツの節度と通報メカニズムを含め、国際人権法の下での関連責務に完全に従って、効果的な規制の枠組みに投資し、生み出すことにより、特に女性と女兒のために安全で安定した包摂的なオンライン・プラットフォームとデジタル技術のアクセス可能性と料金の手頃さを促進し、拡大する必要性を強調する。

43. CSW は、誰もそのプライバシー、家族、家庭、通信への恣意的また違法な干渉を受けないというプライバシーへの女性と女兒の権利、そのような干渉を禁止する法律の保護への権利の推進と尊重は、デジタルとオンラインのスペースで起こることもある性暴力とジェンダーに基づく暴力、虐待とセクハラ、サイバーいじめとサイバー・ストーキング、並びに何らかの形態の差別を含め、あらゆる形態の暴力の防止にとって重要であることを認める。CSW は、個人データの収集のみならず、領土外の調査と通信の遮断を含め、調査または通信の遮断が、特に大規模で行われた時に、女性と女兒の人権の行使と享受に与えるかも知れない否定的インパクトを深く懸念している。

44. CSW は、多くの新たなデジタル技術は、広く無規制のままであることを留意し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントに否定的インパクトを与えるものを含め、技術の利用に関連する課題と取り組み、技術が女性と女兒に与える危険と否定的インパクトを明らかにし、防止し、緩和するために、相当の注意義務を導入するために、デジタル技術とサービスを所有し、管理し、支配しているすべての企業のために効果的措置の必要性を認める。

45. CSW は、人工知能の利用には公共サービス、社会、経済セクター及び仕事の世界の提供を変革し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメント、並びにその人権と持続可能な開発に貢献する可能性があることを認める。CSW は、これがこれら領域

での後退に寄与し、ディープフェイクのような新しい形態の暴力を生み出す特に新たに進展する技術を通して、大きな意味合いを持ち、女性と女兒に不相応な否定的なインパクトを引き起こすことも認める。

46. CSW は、アルゴリズム、スマート・アプリの訓練及び人工知能に基づいた解決策の不正確さと偏見、従って人種とジェンダーに基づく差別を含めた差別につながることもある不均衡で非代表的データの利用と作成のみならず、デジタル技術の概念化、開発、実施及び利用における女性と女兒の代表者数の少なさ、女性そして適宜女兒の欠如または限られた参画に懸念と共に留意する。CSW は、これが女性と女兒を含め、顔認証技術の正確さにインパクトを与え、人種的不平等をさらに悪化させることに懸念と共にさらに留意し、この状況で、これら不正確さに対処する効果的な矯正策の重要性に留意する。

47. CSW は、現在の革新生態系は、ジェンダー平等の達成に十分に貢献しておらず、権力と財源の不均衡な配分を特徴としており、デジタル時代の権利と機会に悪影響を及ぼし、デジタルの移行が生み出す何百万ものディーセントで質の高い職から利益を受けることができずに、意思決定で女性がかかり数が少ない結果となっていることに懸念を表明する。

48. CSW は、技術と革新に関する国の戦略は、すべての女性と女兒のエンパワーメントに貢献し、その人権を保護し、推進し、尊重するジェンダーに対応した政策とプログラムのための統合力のある土台を提供するべきであることを強調する。CSW は、それぞれの行為者が、インフラ、規制、企業、投資、教育制度を形成し、より包摂的なデジタル環境を提供する条件を設置することに貢献する社会全体の多様なステイクホルダーの取組を取る必要性を認める。CSW は、この点で、すべての国際・地域・国内イニシャティヴに留意しつつ、「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施を推進するために、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成とその人権の実現に関する多様なステイクホルダーの努力を認める。

49. CSW は、歴史的・構造的不平等と男女間の不平等な力関係に根があるあらゆる形態の女性と女兒に対する暴力を強く非難する。CSW は、セクハラ、ドメスティック・ヴァイオレンス、フェミサイドを含めたジェンダー関連の殺害、子ども結婚と早期・強制結婚と女性性器切除のような有害な慣行並びに子ども・強制労働、人身取引と性的搾取、オンラインとオフラインのあらゆる形態と表れの女性と女兒に対する暴力のような有害な慣行を含め、公的・私的領域で、あらゆる形態と表れの女性と女兒に対する暴力が、特に地域社会レベルで広がっており、あまり認められず、通報もされていないことを繰り返し述べる。CSW は、女性と女兒は、多面的な貧困、障害、司法への限られたアクセスまたはアクセスの欠如、保護、更生、再統合を含めた効果的な法的保護と心理サービス、保健ケア・サービスへのアクセスの欠如のために、暴力に対して特に脆弱であるかも知れないことに深い懸念を表明する。CSW は、女性と女兒に対する暴力は、ジェンダー平

等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成に対する主要な障害であり、彼女たちのすべての人権と基本的自由の完全享受を侵害し、損ない、無にすることを再び強調する。

50. CSW は、性暴力の被害者とサヴァイヴァーを含め、武力紛争と紛争後の状況が女性と女児に与える影響に対処する必要性を認める。

51. CSW は、教育施設と仕事の世界並びにデジタルの状況を含め、私的・公的空間でのセクハラを含め、女性と女児に対する暴力が、技術変革とデジタル時代の教育の状況で、参画と意思決定を妨げ、敵意ある環境に繋がることも認める。

52. CSW は、女児はしばしば、ICT とソーシャルメディアの利用を通して、様々な形態の差別とジェンダーに基づく暴力と有害な慣行にさらされ、経験する一層の危険にさらされていることを認める。CSW は、コロナウィルス病(COVID-19)の流行が、女児がより多くの時間をオンラインで過ごす結果となり、これが犯人によって利用され、従って、子どもの安全性を推進する措置と教育の必要性を増したことも認める。

53. CSW は、女性と女児に対するオフラインとオンラインの暴力、ハラスメント、差別の間の継続性と相互関係について懸念を表明し、技術の利用によって行われ、支援され、悪化し、増幅されるそのような行為の増加を非難する。CSW は、技術を通して起こり、増幅されるジェンダーに基づく暴力と女性と女児、特に公的生活にいる者の権利と自由を侵害して、生涯を通して女性と女児に対して引き起こすかなりの身体的・性的・心理的・社会的・政治的・害悪の大きさを深く懸念している。CSW は、そのような暴力が、特に思春期の女子の間の鬱病と自殺の危険をかなり増していることを認める。

54. CSW は、ジェンダーに基づく暴力と女性と女児に自己批判をし、そのデジタル・プラットフォームを閉じ、オンラインとオフラインの空間における交流を減らすように強い、公的生活への完全で意味ある参画とその人権と基本的自由を制限して、女性と女児のオンラインとオフラインの表現を損ない、信用を傷つける有害な行為と言説の出現と発生をさらに非難する。

55. CSW は、そのような行為の結果としての被害者とサヴァイヴァーにとっての短期的・長期的影響のみならず、そのようなコンテンツを生み出し、分かち合い、普及する同輩の圧力を含め、写真またはビデオのように、本当のものであれ、模擬のものであれ、親密なまたは個人的に性的に明白なコンテンツの利用、分かち合いまたは普及またはその脅しによって、女児、特に同意がない時の女性にとって引き起こされる害悪を認める。CSW は、国々の中には被害者が他の刑法の規定にのみ頼る必要がないことを保障して、そのようなコンテンツのオンラインによる閲覧を犯罪化したところもあるという事実留意する。

56. CSW は、政治家、投票者、候補者、選挙管理人、裁判官、ジャーナリスト、スポーツ

界の女性、女性団体の会員を含む政治生活を送っている女性が、公的生活のあらゆる領域に参画する平等な権利を行使することを妨げているデジタルの状況を含め、特にソーシャル・メディアで、比較的程度の高い暴力に直面していることに懸念を表明し、他のステイクホルダーとパートナーシップを組んだ加盟国による行動の必要性を強調する予防措置と矯正策が欠如していることにも懸念と共に留意する。

57. CSW は、国際人権法に沿って、あらゆる形態の女性と女兒に対する暴力、ハラスメント、ストーキング、いじめ、性暴力とジェンダーに基づく暴力の脅し、殺すぞとの脅し、恣意的または違法な調査と追跡、人身取引、脅し、検閲、デジタル口座、携帯電話及びその他の電子機器への違法なアクセスに対するデジタル環境でのゼロ・トレランス政策を育成する必要性を認める。CSW は、犯罪を発見し、捜査を求めて権限のある関連当局に犯罪を通報し、犯罪の電子的証拠を守り、時宜を得て当局に証拠を手渡すことに関して、この点で電子的証拠がかかわる国際協力を高めるために、そのような活動の多様な司法権と国際的性質、発見と捜査を避けるための加害者によるデジタル技術の継続する利用と適合が、国々とその法律執行司法当局と民間セクターを含めた様々な行為者の間の積極的な協力を要請していることも認める。委員会は、性的・経済的搾取を含め、女性と女兒の人身取引を永続化するインターネット、ソーシャル・メディア、オンライン・プラットフォームを含めた技術の利用についても懸念している。

58. CSW は、技術の利用を通して起こり、または増幅される女性と女兒に対する暴力を禁止する法律を開発し、すでに存在する場合にはそれを強化し、実施し、公的・私的領域でのあらゆる形態の暴力に対して、女性と女兒のために適切な保護を提供する必要性と人権と司法へのアクセス、透明性、説明責任及び釣り合いを完全に尊重して、被害者またサヴァイヴァーを中心とした取り組みに重点を置く原則を巡る技術の利用を通してまたはそれによって増幅されるジェンダーに基づく暴力を含め、あらゆる形態の暴力の撤廃と防止のための政策行動の統合力を改善する必要性を強調する。CSW は、そのような暴力の広がり、形態、インパクトの程度に関する包括的で正確な分類データ収集の欠如について懸念を表明する。

59. CSW は、和平プロセス、紛争防止、紛争解決、平和構築への女性の完全で平等で意味ある参画と関わりに対するデジタル化の貢献を認める。

60. CSW は、女兒の人権を再確認し、これら権利の成就是、子ども及びその親、法的後見人、教師、教育者のデジタル識字とスキルの開発を通して、並びに適切にオンラインの脅しといじめに対応する際に通報し、助けを求めるよう女兒をエンパワーし、オンラインの安全性についての意識を高めることを通して、これら権利の成就が支援されることを認める。CSW は、オンラインの子どもの性的搾取と性的虐待並びに子どもの性的虐待資料として知られる子どもポルノの作成と配布を含め、様々な形態の女兒の搾取を促進する技術の利用に懸念と共に留意する。

61. CSW は、ジェンダー固定観念、組織的・構造的障害のみならず否定的な社会規範が、科学・技術・工学・数学教育、女性と女児の生涯教育における根強いジェンダー格差を引き起こして、ジェンダー・デジタル格差の根本原因の中にあることを認める。CSW は、クラウドコンピューティング、ソフトウェアと人工知能の開発、データ管理のような急速に成長する高給のキャリアと起業家、革新者、研究者、産業の役職員と指導者を含め、女性の技術労働力への完全で平等で意味ある参画の重要性を認める。CSW は、科学・技術・工学・数学でジェンダー同数を達成する政策とプログラムが、変革を牽引する責任を、異なった背景からの女性と女児の代表を推進するために、支援的職場と教育の場を生み出すことに責任のある者に負わせるべきことにも留意する。

62. CSW は、教育へのアクセスを提供する際の進歩にもかかわらず、女児は未だに男児よりも教育から排除されたままであることを認める。CSW は、女児の教育への権利の平等な享受に対するジェンダーに特化した障害の中には、貧困の女性化、女児が行う子ども労働、子ども結婚と早期・強制結婚、女性性器切除、早期の繰り返される妊娠、性暴力を含めたあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力、技術が仲介する環境での学校の行きかえりのハラスメント、月経衛生管理を含めた安全で適切な下水道施設、女児が行う不相応な割合のケアと家事労働、男児よりも女児の教育に少ない価値を置くよう家族と地域社会を導き、女児が学校に通うことを認める両親の決定に影響を及ぼすかも知れないジェンダー固定観念と否定的な社会規範があることも認める。

63. CSW は、急速に変化する世界で、生き延びることができるように、すべての女性と女児のために、デジタル識字を含めた包摂的で公正な質の高い教育へのアクセスを保障する必要性を再確認し、この点で、ICT とアプリが、障害を持つ女性と女児にアクセスできる学習経験のみならず、料金が手頃な早期幼児教育と生涯学習機会を含め、教育を推進する新しい方法を生み出すことができることを強調する。CSW は、デジタル学習が、精神衛生、メディア識字、オンラインの安全性のような問題をめぐるジェンダー偏見と固定観念を除去できることも認める。CSW は、その形成的な幼児期に女児を計算論的思考にさらすことが、彼女たちが平等な機会を捉え、技術分野に備えることができるようにすることを認める。CSW は、デジタル識字イニシャティヴに、ジェンダーに対応した教授戦略を含めることを奨励する。

64. CSW は、「教育変革サミット」の開催に留意し、デジタル識字が、ICT のインフラと設備、学校の接続性、公共のデジタル学習内容と教員の能力の欠如への投資不足によって否定的インパクトを受けていることを強調する。CSW は、デジタル技術が遠隔交流と協働のための生涯学習機会を提供し、オンラインのリソースと新しい型のツールと教育学へのアクセスを促進していることを認めつつ、思春期の女子を含めたすべての女性と女児のために個人教授にとって代わるよりもむしろ教授法を改善し補うための包摂的で、料金が手頃で、アクセスできるデジタル技術を強化する必要性を強調する。CSW は、包摂的で、公正で、質の高い教育を保障する際の教員と教育者、両親、法的後見人の重要

な役割と必要な訓練、装置、資料、技術的インフラを含め、支援を提供することにより、オンライン学習とデジタル学習における能力、スキル、有能さを強化することの重要性を認める。

65. CSW は、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康への権利が、すべての女性と女兒の強靭性を築く基本であることを再確認する。CSW は、精神衛生、妊産婦・新生児保健、月経衛生と衛生管理に関連するものを含めたジェンダーに対応した、安全で、利用できる、料金が手頃な、質の高い、包摂的な保健ケア・サービスへのアクセスを強化し、家族計画、情報及び教育を含め、性と生殖に関する保健ケア・サービスへの普遍的アクセスを保障する必要性を強調する。

66. CSW は、家族計画、情報、教育を含め、性と生殖に関する健康ケア・サービスへの普遍的アクセスの保障を含め、デジタル保健技術、デジタル・ツール及びモバイル・ヘルスを含めたデジタル保健の重要な役割を認める。CSW は、そのような技術とツールが女性及び適宜女兒と相談して開発され、保健情報と医師と患者との機密性を含め、個人情報を保護しつつ、それらが科学的であり、証拠に基づいており、同意と情報を得た意思決定であることを保障する必要性をと認める。

67. CSW は、保健ケア・サービスのデジタル化は、すべての女性と女子の保健成果に良好な影響を与え、水が媒介する無視されている熱帯病を含め、すべての伝染性・非伝染性の病気に特に対処することにより、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジに向けて貢献し、栄養と健康な生活の仕方に関する情報を提供し、出生前・出生後の保健を提供することを認める。

68. CSW は、女性と女兒の家族と地域社会への重要な貢献を認める。CSW は、革新と技術的变化の状況でのジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントとデジタル時代の教育の達成を特に目的とする家族に優しい、家族志向の政策を実施することの重要性を認め、すべてのデジタル政策とプログラムがその多くの機能を果たす際に家族の変化するニーズと対応していることを保障する必要性と家族全員の権利と能力と責任が尊重される必要性も認める。

69. CSW は、特に女性が家長である家庭の子どもをケアする親と世話人の能力を強化するために立案されたものを含め、デジタル経済でワークライフ・バランスと家族のバランスを改善し、社会における女性と女兒の教育・訓練・科学・技術へのアクセスを高める政策とプログラム開発し、強化するために、社会における女性の様々な役割に与えるニュー・テクノロジーのインパクトに関する証拠に基づく調査を拡大し、そのような政策とプログラムが女性と男性、両親、社会全体の責任の共有も推進することを保障する必要性を認める。

70. CSW は、変化する仕事の世界で起業と経済的エンパワーメントのために女性が科学と技術を強化し、特に科学・技術・工学・数学、ICT とデジタル識字の教育と訓練機会の

範囲を拡大することにより、その生涯を通して、新たな分野で、スキル開発とディーセント・ワークへの女性のアクセスを支援できるように、アフリカ諸国と小島嶼開発途上国を含め、開発途上国の能力を特に強化し、利用者、コンテンツの創造者としての女性と女児の参画と被雇用者、起業家、革新者、指導者としての女性の参画を高める必要性を繰り返し述べる。

71. CSW は、自動化と人工知能を含め、技術とデジタルの革新が、職の創出と喪失と変形に繋がって産業と労働力に大きな変革をもたらすこともあり、その垂直的・水平的側面を含め、職業的分離のために、女性が仕事の世界の技術変化のために失業することによって、かなりのインパクトを受けることを認める。プラットフォーム経済の発生によって生み出される新しい職が、低賃金、ハラスメント、不安定、社会保障、育児ケアまたは長期ケア・サービス、または育児休業政策、または団体交渉の権利のような労働保護と資格を含め、伝統的な雇用で見られるのと同じ偏見を繰り返して、女性の全体的な労働市場での地位を改善することなく、しばしば伝統的な雇用モデルを繰り返していることに留意し、デジタルの移行には、安全で、安定した、よりよい有償雇用機会と同一価値労働に対する同一賃金の創設のみならず、拡大された社会保護措置を伴う必要があることを認める。

72. CSW は、ニューテクノロジーが、デジタル・スキルと能力に対する需要を増やし、同時に開発途上国が、比較的多数の労働市場に参入する若者を経験し、その知識・技術・能力と雇用者が求めるものとの間の格差が広がっていることを認め、ICT 職の専門家の女性の割合が、特に開発途上国で依然として低いままであることに懸念を表明する。CSW は、さらに、女性と若者の雇用可能性を高め、社会への高齢者の包摂を育成することを含め、生涯教育、デジタル識字、デジタル・スキルへの投資が必要とされることも認める。

73. CSW は、女性の起業と経済的エンパワーメントを推進する機能的技術の利用を高めることになる相互に合意した条件での適切な金融資源の動員、能力開発、技術の移転を含む経済のあらゆるセクターとレベルでの女性のリーダーシップ、所有権、参画を通して、女性の経済的エンパワーメントに向けた国の努力を支援して、外部の環境に繋がることの重要性を認める。

73. CSW は、代わって、女性の起業と経済的エンパワーメントを推進する機能的技術の利用を高めることになる、相互に合意した条件での適切な財政資金の動員と能力開発と技術の移転を含めた経済のすべてのセクターと程度での女性のリーダーシップ、所有権、管理、参画を通して、女性の経済的エンパワーメントに向けた国内努力を支援して外部の環境に繋がることの重要性を認める。

74. CSW は、デジタル経済で、ジェンダーの視点を主流化することは、女性の経済的自治を保障し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成に向けて進

歩を促進するために、競争力を高め、社会的包摂を推進することを目的とする漸進的構造変革の重要な構成要素を形成していることを認める。CSW は、零細・中小企業と創造的経済を通して包摂的経済成長における女性の役割と貢献、及び知識に基づく経済活動と人間の創造性と思いつき、知識と技術の間の相互作用がかかわっていることをさらに認める。CSW は、女性と女兒によるインターネットの利用ととりわけ女性の国際貿易能力を開発するための e-コマースに関連して、課題と機会に対処するために、開発途上国、特に後発開発途上国の女性と女兒を支援することの重要性を強調する。

75. CSW は、社会保護への普遍的アクセスが、不平等を減らし、あらゆる形態と側面の貧困を根絶し、女性と女兒の教育とデジタル技術へのアクセスのための機会を作り出す際に中心的役割を果たすことを認める。CSW は、食料、衣服、住居及び医療ケアと必要な社会サービス、教育を含め、万人に自分と家族の健康と福利のためにふさわしい生活水準への権利があり、母親であること、親であること、子どもであることは、特別なケアと支援に対して資格があることを繰り返し述べる。しかし CSW は、女性と女兒の教育、デジタル識字、スキルへのアクセスの欠如が社会保護の範囲におけるジェンダー格差をさらに悪化させることを懸念している。

76. CSW は、女性と女兒が無償のケア労働と家事労働の不相応な割合を引き受けており、これが意思決定プロセスに参画し、指導的地位を占める女性の能力を制限しており、女性と女兒の教育と訓練、革新と技術的变化の状況を含め、女性の経済的機会と起業活動及びデジタル時代の教育にかなりの制約を課していることを認める。CSW は、家庭内で、男間の責任の平等な分かち合いを推進し、ケア・サービス、育児、出産・父親・育児休業を含め、特に持続可能なインフラ・社会保護政策とアクセスでき、料金が手頃で、質の高い社会サービスを優先することにより、無償のケア・家事労働を減らし、再配分し、評価する措置を採用する必要性を強調する。

77. CSW は、障害を持つ女性と女兒の意思決定プロセスに参画し、指導的地位を占める能力を制限する全ての偏見、差別、障害を明らかにして撤廃する必要性を強調し、技術的進歩が、環境・物理・態度及びその他の障害のために彼女たちをはるか遠くに取り残す危険にさらしているので、デジタル時代の状況で、アクセスできない排外的教育制度が、障害を持つ女性と女兒に呈している特別な課題に懸念を表明する。CSW は、障害を持つ女性のための職業・起業訓練、ディーセント・ワーク、質の高い職のみならず、障害を持つ女性と女兒のためのデジタル識字を含めた包摂的で、公正で、質の高い教育と生涯学習機会への平等なアクセスを保障することの重要性を強調し、他と平等に、公的・政治的・経済的・文化的・社会的生活に積極的に関わる機会を提供するために、ジェンダーに対応した、料金が手頃で、アクセスできる補助技術の開発と公正な配布を奨励する。

78. CSW は、先住民族女性のための生産的雇用とディーセント・ワークのみならず、デジタル技術を通して、特に革新と技術的变化の状況での先住民族女性と女兒の福利、イン

ターネットとデジタル・サービスへのアクセス、質の高い教育、金融サービス、先住民族女性の生産的雇用とディーセント・ワークのみならず、デジタル技術を含め、伝統的・科学的・技術的知識、言語、霊的・宗教的伝統と慣行の伝達を対象とする政策とプログラムを開発し資金を決定することへの女性の完全で平等で意味ある参画を含め、先住民族女性と女児のエンパワーメントと能力開発の重要性を強調する。CSW は、共同体の伝統的な先住民族の土地とその天然資源の利用に関するデジタルのインフラ開発に関連して、彼らの権利に対する認識と理解を推進する措置を取ることの重要性も強調する。CSW は、年齢にかかわらず、先住民族女性と女児が、しばしば暴力と差別に直面し、デジタル・保健ケア・サービスとデジタルのインフラと技術へのアクセスが限られていることを認める。

79. CSW は、移動手続きの効果と透明性を改善し、世界中で移動女性と女児をその家族とつなげる技術とデジタルの革新の可能性並びに移動女性と女児のデジタル格差に対処し、個人データとそのプライバシーへの権利の保護を支持しつつ、そのオンラインの接続性とサービスの公正なアクセスを保障する必要性を強調する。CSW は、女性のエンパワーメントの基本であり、その家族と地域社会の支援の重要な源である送金を通じたものを含め、送り出し国、経由国、目的国の包括的な成長と持続可能な開発に向けた移動女性の良好な貢献も認める。CSW は、デジタル時代の質の高い教育と学習機会にアクセスする際を含め、移動女性と女児が直面する脆弱な状況に対処するための移動政策とプログラムのジェンダーの視点を通して、包括的な取組を推進する必要性を強調し、この点で、すべての移動者の人権を保護し、尊重し、成就する国家の責務を強調する。

80. CSW は、デジタル技術へのアクセスを可能にし、証券と信用供与枠のような金融商品、十分な財源の動員及び能力構築を通して自分の事業や起業の管理と所有権を推進することにより、特にデジタル時代の革新と技術的变化と教育の状況で、寡婦の経済的独立と完全参画とエンパワーメントを保障する必要性を認める。

81. CSW は、デジタル器具を利用する際に教育と自信の欠如に繋がることもある無償のケア・家事労働を行うために、特に有償労働の外で費やされる時間のためを含め、ニュー・テクノロジーとスキルにさらされることが少なくまたは場合によっては全くさらされないで、デジタル格差が、特に高齢女性にインパクトを与えることを認める。従って、CSW は、高齢女性のデジタル識字とスキルに投資し、ニュー・テクノロジーを含めた ICT を含めた技術の普遍的で料金が手頃なアクセスとデジタルが可能なサービスの利用を彼女たちに提供することにより、ジェンダー・デジタル格差を埋める必要性を強調する。

82. CSW は、革新と技術変化とデジタル時代の教育の状況を含め、すべての女性と女児の人権を推進し、保護し、彼女たちの関心、ニーズを地方・国内・地域・国際アジェンダーとジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成する措置の立案・実

施・監視・評価に置く際に、市民社会団体、特に女性と若い女性と女兒と青年主導の、草の根の、地域社会を基盤とする団体、農山漁村、先住民族、フェミニストの団体、女性の人権擁護者、女性ジャーナリスト及びメディア専門家と労働組合の主要な貢献を歓迎する。CSW は、そのような市民社会団体が、減少する資金、並びに暴力、ハラスメント、その会員に向けられる報復とその身体的安全保障に対する脅しを含め、多くの課題と完全で平等で意味ある参画とリーダーシップに対する障害に直面していることに懸念を表明する。

83. CSW は、南南協力は南北協力の代替手段ではなく、むしろこれを補うものであることを念頭に置いて、南北・南南・3者協力を含め、達成された進歩を土台として、国際協力を強化するために、国内・国際資金の動員と配分、政府開発援助の公約の完全実施、違法な資金の流れと闘うことを含め、特にあらゆる筋からの適切な資金源の動員を通して、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成するために、資金格差を埋めるための投資をかなり増やすことの重要性を再確認する。

84. CSW は、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントのための国内本部機構の重要な役割と存在する場合には国内人権機関の関連する貢献と革新と技術的变化とデジタル時代の教育の状況で、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成する際の市民社会とメディアの重要な役割を認める。

85. CSW は、ジェンダー平等と人権、すべての人々を尊厳と尊重を持って扱うこと、及び平和の文化、非暴力的行為、尊重し合う関係の重要性に関して、幼い頃から子どもを教育する継続中の必要性に留意しつつ、性暴力とジェンダーに基づく暴力を含め、差別とあらゆる形態の暴力を煽り、ジェンダー平等を損なうジェンダー固定観念、性差別主義、否定的な社会規範と闘い、撤廃するために、変革と技術的变化及びデジタル時代の教育の状況で、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成における変革の担い手であり、受益者として、また戦略的パートナーであり、同盟者として、男性と男児の完全な関りの重要性を認める。

86. CSW は、それぞれのマנדート内で、国内の優先事項を念頭に置いて、適宜国連システムの関連団体と地域団体と共に以下の行動をとるようあらゆるレベルの各国政府に要請し、市民社会、特に女性団体、青年が主導する団体、フェミニスト団体、宗教団体、民間セクター及び存在する場合には国内人権機関に勧める：

ジェンダー・デジタル格差を埋めるためにデジタルの公平さを優先すること

(a)ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメント、革新と技術変化とデジタル時代の教育の状況を含め、いかなる種類の差別もなく、人権と基本的自由の完全で平等な享受を達成する点での既存の公約と責務を完全に実施するための行動を取ること。

(b)特別な優先問題として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と

「子どもの権利に関する条約」とこれらの「選択議定書」の批准または加入を検討し、あらゆる留保条件の程度を制限し、留保条件は条約の目的と相容れないことを保障するためにそのような留保条件をできるだけ正確に狭く策定し、それらを撤回する目的で定期的に留保条件を見直し、関連条約の目的に反する留保条件を撤回し、特に効果的な国内法と政策を設置することにより、「条約」を完全に実施すること。

(c)新たな技術の利用によって悪化するものを含め、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を明らかにして撤廃する対象を絞った措置を取り、極度の貧困、特に貧困の女性化を含めたあらゆる形態と側面の貧困の根絶に貢献でき、法律においても実際においてもすべての女性と女兒が、革新と技術及びデジタル時代の教育への完全なアクセスを享受し、効果的な救済策のみならず、人権侵害に対する司法と説明責任への女性と女兒のアクセスを保障するために、そのような技術がジェンダー平等に与える否定的なインパクトを評価し、防止し、緩和する際に、適宜、相当の注意義務を行使することにより、人工知能と予言アルゴリズムの利用から生じる差別と闘う努力を高め、それぞれの法制度の既存の規定が、国々の国際人権責務に完全に従っていることを保障すること。

(d)ジェンダー・障害・年齢に特化した目標を含め、資金を配分し、科学・技術・革新への女性と女兒の平等なアクセス、特に機器とデータの経費とアクセス、スキルと安全性の欠如に対する障害を除去し、普遍的で意味のある質の高い料金が手頃な接続性、組織的で、包括的で、学際的で、多部門的取り組みを通じた女性と女兒のための開放的でアクセスできる安心・安全なインターネットへの公共のアクセス施設を保障するための行動、補助金、奨励策を調整すること。

(e)料金の手頃さ、能力開発、資金調達、投資、技術移転を改善するために、あらゆるレベルで強化された機能的な政策環境、強化された投資と革新、官・民パートナーシップ、低コストの技術、普遍的アクセス戦略と国際協力を通して、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成するために、国々の内部と間の増加するデジタル格差に対処するために対象を絞った措置を取ること。

(f)農山漁村と遠隔地域と島で暮らしている女性と女兒、障害を持つ女性と女兒、移動女性と女兒、先住民族女性と女兒、強制移動させられた難民の女性と女兒を含め、ジェンダー・デジタル格差によって不相応な悪影響を受けている女性と女兒のために、普遍的で、料金が手頃な接続性を達成し、デジタル学習と識字を拡大し、ICTへのアクセスを拡大する努力を拡大し、特に障害を除去し、利用しない人々と最も接続性の少ない人々のために支援を提供するよう努力すること。

(g)ジェンダー・デジタル格差を含め、デジタル格差を埋めることに向けて活動し、労働市場における生産性と移動性を高めるために、すべての女性のために ICT への平等で安全で料金が手頃なアクセスを推進し、プログラム、サービス、インフラが、様々な技術的障害と取り組むために適合でき、ふさわしいことを保障すること。

(h)すべての女性と女兒がその人権と基本的自由を享受でき、情報にアクセスでき、国際人権法に違反している慣行を含めた情報へのアクセスを妨げたり中断させたりするすべての違法な措置を撤廃し、防止し、対応することができることを保障する措置を取ること。

(i)部門と地理にわたってすべての女性と女兒、特にデジタル・ツールと技術の開発と展開において、立案による安全性の取組の採用を通して、デジタル・ツールへのアクセスに対する追加の障害に直面している者のニーズに対処するために、安全で料金が手頃で、アクセスでき、関連する包摂的な公共・民間のデジタル・ツールとサービスの創設と拡大を支援する条件を設置すること。

(j)すべての女性と女兒の教育と訓練への参画を可能にする具体的措置を取り、料金が手頃な携帯機器、解放的で料金が手頃でアクセスでき、安全で安定したインターネットへの平等なアクセスを保障し、女性の政治参画とあらゆるレベルの公的生活への関りを強化し、女性と女兒の特別なニーズへのそのような技術の対応性を改善しつつ、貧困者向けのデジタル政策と適用を推進すること。

(k)危険を知らせる情報、予報と備え、データ、知識とコミュニケーションに対して、災害危険削減政策、計画及びプログラムに対して女性と女兒の平等なアクセスを可能にするデジタル・ツールと資金の適用を通して、早期警報制度を支援すること。

(l)金融サービスへのアクセスと利用と質を通して、女性の財政的包摂を改善することにコミットし、デジタル・チャンネルの利用を拡大し、革新、競争、透明性を推進し、取引経費を削減し、健全なインフラに依存しているデジタルと財政的包摂を強化することにより、特に 2030 年までに取引経費を 3%未満に減らすより速い、より安全な、より安い送金と具体的行動を採用することにより、すべての女性と女兒のデジタル・スキルと識字を高めること。

(m)全ての女性と女兒の到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利を実現する具体的措置を取り、普遍的にアクセスできるプライマリー・ヘルス・ケアと支援サービスと社会保護メカニズムを通して、全ての伝染性・非伝染性疾患に対処する質の高い保健ケア・サービスの利用可能性、アクセス可能性、受容性を保障すること。

(n)質の高い、料金が手頃な、強靱で、受容できる公共の保健ケア制度と施設及び安全で、効果的で、質が高い、基本的で、料金が手頃な予防・診断・治療・リハビリのサービス並びに HIV とエイズ、水が運ぶ無視されている熱帯病を含めたすべての伝染性及び非伝染性の病気に対処するのみならず、性と生殖に関する保健ケア・サービスを含め、女性と女兒の健康と福利のために開発されたデジタル保健技術とデジタル・ツールを含め、保健技術への財政投資を増額し、革新と技術変化とデジタル時代の教育の状況で、すべての女性と女兒のために、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジの達成に向けたそれぞれの国の道を支援する目的で、地域社会のアウトリーチと民間セクターの関りを通して、

国際社会の支援を得て、栄養と健全なライフスタイルに関する情報を提供すること。

(o)国の戦略とプログラムに家族計画・情報及び教育と生殖に関する健康の統合を含め、革新と技術変化とデジタル時代の教育の状況で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成とその人権の実現への貢献として、強制、差別、暴力なく、性と生殖に関する健康を含め、女性の人権には、自分のセクシュアリティに関する全ての事柄に関して自由に責任を持って管理し決定する権利が含まれていることを認め、性と生殖に関する健康ケア・サービスへの普遍的アクセスを含め、「国際人口開発会議の行動計画」と「北京行動綱領」とこれらの見直し会議の成果文書に従って、性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを保障すること。

(p)技術を利用し理解し、情報を検索し、分かち合い、管理し、自分の権利とオンラインの危険緩和に対する知識と意識を築き、否定的な社会規範とジェンダー固定観念とジェンダーに基づく暴力を撤廃するために、身分証明書の登録、能力開発、地域社会の関りと公共意識キャンペーンを支援し、女性と女兒、特に識字やアクセス可能性が限られていたり、脆弱な状況にある者のために地方の言語で、包摂的で、アクセスでき、料金が手頃で、年齢にふさわしく、多言語のオンライン・コンテンツを支援するスキルを含め、そのエンパワーメントと利用のための自信と信用を築くことに重点を置いて、障害を持つ女性と女兒のみならず、生涯を通して全ての女性と女兒のデジタル・データ・メディア識字とスキルを高めるために、質の高い教育・訓練プログラムを実施すること。

(q)人工知能、預言アルゴリズム、ロボット工学の分野の新たな危険、ジェンダー固定観念、偏見と闘うために、デジタル時代に関連する法律・政策・プログラムの開発、見直し、実施に包摂的取り組みを統合すること。

(r)女性の数が少なく、組織的障害に直面している技術セクターの雇用者による公正で包摂的戦略の採用を推進し、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範に挑戦するジェンダーに対応した革新を開発すること。

(s)ICT政策の立案、管理、資金提供、実施への完全で平等で意味ある参画を妨げるすべての障害に対処し、特に保健と質の高い教育、遠隔学習、特に障害を持つ女性のための遠隔労働を含めた生産的雇用とディーセント・ワークに関連する障害者を包摂するアクセスできるデジタル情報と技術、デジタル識字とスキル、女性とその福利を最大限にし、独立と自治を実現できるようにするリハビリ及びその他の独立した生活の支援サービス支援技術を保障し、彼女たちの優先事項と権利が、障害を持つ女性と密接に相談して開発される政策とプログラムに完全に統合されることを保障することにより、障害を持つ全ての女性と女兒の権利を保護し推進する措置を取ること。

(t)技術移転を通して、漁業生産を含めた農山漁村経済において農業とデジタル技術への女性の平等なアクセスを推進し、デジタル技術と生産性と雇用機会を改善するために、農山漁村の女性農業者、漁業者、育成者のための技術・農業・職業教育と訓練と関連する情

報プログラムを推進すること。

(u)先住民族の自由で、前もっての、情報を得た同意と先祖の知識と慣行を考慮に入れて、これらの伝統的・科学的・技術的知識のみならず、デジタル・ツールの支援で、彼らの文化的・社会的・経済的・政治的貢献と優先権と彼らの言語の保存、再活性化、推進を認め、あらゆるレベルとあらゆる領域での経済と意思決定プロセスへの完全で効果的な参画を推進して、彼らが直面している重複し、重なり合う形態の差別と障害に対処することによって、全ての先住民族女性と女兒の権利を推進し保護すること。

(v)移動の地位にかかわらず、すべての移動女性と女兒の人権を保護する国際法の関連責務に沿って、国内のジェンダーに対応した移動政策と法律を採用し、すべてのデジタル格差を埋め、デジタル包摂を推進し、アクセス、接続性、料金の手頃さ、デジタル識字、デジタル・スキル、意識に関連する課題に対処しつつ、デジタル識字とデジタル教育を推進するために、デジタル技術の利益がすべての移動女性と女兒に利用されることができるとを保障すること。

(w)高齢女性の強靭性を高め、多くの高齢者、特に高齢女性に現在悪影響を及ぼしているデジタル格差と直面している教育、生涯学習と職業訓練を含めた訓練に対する障害に対処し、デジタルの状況での暴力と虐待から彼らを保護し、開発と革新と技術的变化の享受への高齢女性の完全で平等で意味ある参画のために努力することを通して、緊急事態中を含め、適切な財政資金を維持することができるとを保障すること。

(x)ジェンダー不平等の根本原因に対処し、開発途上国を含め、ジェンダー・デジタル格差を埋める具体的行動に向けて知識と技術と資金を繋げるために、社会全体の多様なステイクホルダーの取り組みを推進すること。

ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成に向けて包摂的なデジタル変革と革新のために資金調達を強化する

(y)ジェンダー・デジタル格差を埋めることを目的とする証拠に基づくイニシアティブに公的・私的セクターの投資をかなり増やし、革新的な金融メカニズムを利用し、デジタル経済への女性の参入と引き留めを強化する専門の資金調達手法を開発することにより、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントのための安全でジェンダーに対応した革新を推進するより包摂的な革新生態系を築くこと。

(z)ジェンダー平等のためのデジタル生態系の開発を支援する政策を設置し、開発のための既存の技術を飛躍させる新たなデジタル技術の可能性に備え、国々の社会経済的状況を考慮に入れ、特にデジタル包摂を確保し、地方の状況と女性による起業の開発を奨励して、民間の投資と革新を引き付け、支援すること。

(aa)持続可能で強靭なデジタル・インフラ開発を強化し、資金調達を含め、協力を深め、相互に合意したように、譲歩的で優先的な条件を含め、良好な条件で、開発途上国へ

の環境的に健全な技術の開発・普及・拡散を含め、知識の分かち合いと技術移転を推進し、ジェンダー・デジタル格差に対処し、「持続可能な開発目標」の達成を支援するために、デジタルとデータの能力構築とガバナンスを強化すること。

(bb)この点で完全な透明性を保障しつつ、革新と技術変化及びデジタル時代の教育に関連する問題に取り組んでいる女性の市民社会団体と企業への資金調達を増額すること。

(cc)開発途上国への政府開発援助のために国内総所得の0.7%という目標と後発開発途上国への政府開発援助のためにその国内総所得の0.15%から0.20%という目標を含め、それぞれの政府開発援助の公約を完全に実施するよう先進国に要請し、政府開発援助が開発目標とターゲットに応える手助けをし、革新と技術変化とデジタル時代の教育の状況で、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成を特に手助けするために効果的に利用されていることを保障する際に、達成された進歩を土台とするよう開発途上国を奨励すること。

(dd)南南協力は南北協力の代替ではなく、これを補うものであることを念頭に置いて、南北・南南・三者協力を含め、国際・地域協力を強化し、この点での国の主体性とリーダーシップが、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成とその生活と福利の改善にとって不可欠であることに留意しつつ、政府、市民社会、民間セクターのすべての関連する多様なステイクホルダーの関りを得て、共通の開発の優先事項に重点を置いて、南南協力和三者協力を強化するようすべての国々に勧めること。

(ee)特に開発途上国において経済的・社会的開発の完全達成を妨げる、国際法と「国連憲章」に従っていない一方的な経済的・財政的・貿易措置を宣伝したり、適用したりすることを控えること。

(ff)すべての国内及び国際のデジタル政策とプログラム、革新と技術的調査助成金と調達のための資金提供が、組織的にジェンダー分析、世界的目標、監視と評価、所得・性・年齢・人種・民族性・婚姻状態・移動状態・障害・地理的位置・その他の国内の状況に関連する特徴に基づいて分類されたデータの収集を統合することを保障すること。

(gg)特に開発途上国での手頃な経費での技術を優先して、あらゆるレベルの国際協力和機能的な国際環境、開発途上国への財政・技術援助と能力開発の提供、増額された投資と革新、官民パートナーシップに繋がる法的・規制的枠組みを強化して、女性が主導する調査とプログラムと、女性と女児、特に農山漁村地域の女性と女児、障害を持つ女性と高齢女性のための、移動補助、器具、補助技術のみならず、ICTとブロードバンドのアクセスを含め、さらなる競争力と投資とアクセス可能性と料金の手頃さを保障する技術の経費の急速な減少という結果となる実行可能な戦略を特に強調して、調査と開発を奨励すること。

デジタル時代のジェンダーに対応したデジタル・科学・技術教育を育成する

(hh)特に最も遠くに取り残されている者のために、生涯を通したあらゆるレベルの教育への女性と女兒のための権利を推進し、尊重し、公共の教育制度とインフラに投資し、差別的な法律と慣行を撤廃し、無料の義務的な初等・中等教育を含め、包摂的で、平等で、非差別的な質の高い教育への普遍的アクセスを提供し、万人のために生涯学習機会を推進し、女性の非識字を撤廃して財政・デジタル識字を推進し、女性と女兒に指導者訓練、キャリア開発、奨学金へのアクセスがあることを保障することにより、ジェンダー格差に対処し、早期幼児教育、初等・中等教育の修了を保障し、すべての女性と女兒のために職業教育・技術教育を拡大するよう務め、適宜、万人のために文化間・多言語教育を育成し、教育制度における否定的な社会規範とジェンダー固定観念に対処すること。

(ii)HIV の感染及びその他の危険から特に身を守ることができるように、自尊心を築き、情報を得た意思決定、コミュニケーション及び危険削減技術を育成し、若い人々、両親、法的後見人、ケア提供者、教育者、保健ケア提供者との完全なパートナーシップで、尊敬しあう関係を築くことができるように、文化的状況に関連し、発達する能力に沿って、両親と法的後見人からの適切な指示とガイダンスを得て、子どもの最高の利益で、性と生殖に関する健康と HIV の予防、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、人権、身体的・心理的・思春期の発達と男女間の力関係に従って、学校の内外にいる思春期の女子と男子、若い女性と男性に提供する科学的に正確で年齢にふさわしい包括的教育を含め、正規・非正規教育プログラムを優先して、適宜、国際団体、市民社会、NGO の支援を得て、政策とプログラムを開発すること。

(jj)コンピュータ的思考の教授と社会科学と科学的分野の教授を結びける学際的取り組みを含め、科学・技術・工学・芸術・数学(STEAM)の多様な状況と条件へのすべての女性と女兒の参画とリーダーシップへの完全で平等で意味あるアクセスを保障する証拠に基づくプログラムと好事例の交換を推進すること。

(kk)ジェンダーに対応した、質の高い、公正で、包摂的な教育、生涯学習、再教育、職業訓練と研究を推進し、投資し、女性と女兒が、科学・技術・工学・数学・芸術・ICT のような新たな分野とデジタル技術の習得においてその教育と職業の選択を多様化することを保障し、妊娠している思春期の女子と若い母親並びにシングル・マザーを含め、すべての女性と女兒のための職業・技術協力を拡大し、彼女たちが教育を継続し、修了できるように努力し、幼児期・初等・中等・高等教育を通して女兒を学校に引き留めておくための特別イニシアティブのみならず、補習とデジタル識字を含めた識字と正規の教育を受けていない者のための教育、デジタルと持続可能な経済で質の高い職に到達するための知識と技術を習得することを保障するよう努力すること。

(ll)オンラインの危険を考慮に入れて、教育制度と学校インフラ、女性と女兒との協働で生み出される遠隔学習の解決策を含めた包摂的で、無料で、安全で、アクセスできるディジ

タルの公的学習資金の配分、e-学習、テレ教育、質が高く、多言語の、文化間的で、状況に関連した教育コンテンツを有する地域社会ラジオに投資することによって教育の機会を失った者を含めた全ての女兒と女性のための個人教育を補うために、ジェンダーに配慮した安全で包摂的なデジタル学習環境のための条件を生み出すこと。

(mm) 教員、特に就学前・初等・中等教育の教員の半数以上を占めている女性及びその他のデジタル識字の教育専門家の訓練を確保し、特にブレンド型学習とハイブリッド型学習とデジタル・スキル訓練の提供のためのジェンダーに配慮した障害者を包摂した学習法を用いる措置を取り、特に開発途上国で、インターネット、テレビ、ラジオの代替教材の利用を通して、デジタル格差を埋め、障害を除去するために、遠隔学習機会の提供を含め、学習教材、遠隔学習プラットフォーム、接続、機器の利用可能性と料金の手頃さを保障すること。

(nn) 子どものニーズ、特に女兒のニーズを、関連する場合にはデジタル政策と公・民投資の中心に据え、すべての子どもに年齢にふさわしい情報とその権利についての情報とデジタル技術と識字を含め、質の高いオンライン資源への平等で効果的にアクセスを提供し、オンラインの危険と人権侵害と虐待からの保護を確保し、暴力的で有害な性的コンテンツ、搾取と虐待、ギャンブル、命を脅かす活動の推進や唆しにさらされることを防止する措置を取ることにに向けた努力を奨励すること。

(oo) デジタル・データ識字教育に投資し、余暇、教育、情報のみならず、ジェンダーに基づく暴力を含めたあらゆる形態の暴力を明らかにして通報するためにもすべての女性と女兒がデジタル技術の利用において安全であり、エンパワーされており、男性と男児をかかわらせることを目的とするイニシャティヴと地域社会、メディア、オンラインでの長期的意識啓発イニシャティヴを通すのみならず、プライバシーへの権利を尊重しつつ、経済的虐待、サイバー犯罪、詐欺、人身取引の危険を減らすために、技術の利用を信頼するに十分な知識を有していることを保障し、技術的スキルと移転できるスキルをつなぎ合わせるために、あらゆるレベルでデジタル・データ識字教育を国のカリキュラムに統合すること。

(pp) デジタルの状況で、すべての女性と女兒の安全性と人権の完全尊重を保障するために、倫理的で責任あるオンライン行為に関して子どもと若い人々、両親、ケア提供者、教育者の意識を高め、理解を育成するために、非正規教育と地域社会の場を含め、学校のカリキュラムとその他の教育の場に、デジタル技術に関する能力と技術の教育を含め、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範を永続化する行為を含め、オンラインとオフラインの行動に対して責任を取り、責任を持たされることを保障しつつ、良好なロール・モデル、同盟者、ジェンダー平等のための変革の担い手となり、尊敬しあう関係を推進し、デジタルの領域ですべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を控え、非難するために男性と男児をかかわらせ、教育し、奨励し、支援すること。

技術と革新への女性の完全雇用のみならず、完全で平等で意味ある参画とリーダーシップを推進する

(qq) デジタル化と自動化が女性と女兒に与える否定的インパクトを最小限にするために、今後の職とスキルのニーズを予測し、予期し、自動化によって置き換えられる危険にさらされている者を含め、特に技術に関連する分野で、新しい職業や職への高齢女性や若い女性を含めた女性の移行を促進するための教育・職業カリキュラム、再スキルとスキル向上、生涯学習プログラムを適合させ、特に開発途上国で、持続可能性に向かう途上で、STEAM セクターと新しい職で女性のための機会を生み出すために、革新的市場を開発し、革新イニシアティブの質を改善するためのプールされた専門知識と資金を強化することに重点をおいて、政府・民間セクター・学界・非営利団体の間のダイナミックなパートナーシップを築き、推進すること。

(rr) 労働市場と教育と訓練への女性の平等なアクセスと参画を推進し、科学・ICT を含めた技術・工学・数学のような新たな分野と成長する経済部門における教育と職業の機会を拡大するために、女性を支援して、職業分離を撤廃し、女性の労働市場へのアクセスを妨げる構造的障害に対処すること。

(ss) すべての女性の働く権利、職場での権利、完全で生産的な雇用へのアクセスを保護し推進する労働機関基準を尊重し、非正規から正規労働とディーセント・ワークへの移行を促進し、特にプラットフォーム・エコノミーで質の高い職を生み出し、職業分離を減らし、社会保護政策、ワーク・ライフ・バランスと家庭と仕事のバランス、同一価値労働同一賃金、組織し、団体交渉する権利、キャリアの昇格におけるセクハラと差別的慣行の撤廃に加えて、料金が手頃な育児、育児その他の休業計画を含め、一時的特別措置とケア・ワークと休業に関する政策を通して、自動化とデジタル化の状況を含め、技術職とデジタル職における女性の募集、昇格、引き留めも促進する労働・雇用政策を優先すること。

(tt) ワーク・ライフ・バランス、家庭内の男女間の責任の平等な共有、労働・社会保護、授乳中の母親の支援、上下水道・再生可能エネルギー・輸送・ICT のようなインフラと技術と公共サービスを減少することなく、労働取り決めの柔軟性を通して、父親であり、ケア提供者としての男性の責任を含め、ケア労働と家事労働に関する男性と男児の責任の公正な共有、育児と子どもとその他の扶養家族のためのケア施設を含めたアクセスできる、料金が手頃な、質の高い、社会サービスのみならず、出産休業、父親休業、育児休業のような法律と政策の実施と推進により、女性と女兒の無償のケア労働と家事労働の不相応な割合を認め、減らし、再配分する全ての適切な措置を取り、国家経済へのその貢献を決定し、革新と技術変革とデジタル時代の教育の状況で、女性と女兒のエンパワーメントのための機能的環境を醸成するために、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範に挑戦するためにこの労働の価値を測定する手段を取ること。

(uu)到達が最も難しい者を含め、すべての女性と女兒の利益のために ICT の利用を通して社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラの効率、説明責任、透明性を高め、女性が、雇用・教育・公的生活と政治生活・経済にかかわるより多くの時間が取れ、経済的自治を完全に享受するために無償のケア・家事労働を減らし、再配分し、評価することを目的とする規制的枠組みと包括的ケア政策を採用すること。

(vv)ポジティブ・アクションを通して、デジタル経済に参入する際に、女性の経済的エンパワーメントと女性が所有し、女性が主導する事業を支援するよう、金融機関、慈善団体、民間セクター、ベンチャー・キャピタル企業を奨励すること。

(ww)女性の起業、特に新しい女性起業家のための機会を支援する政策とプログラムの開発と実施を奨励し、女性と女兒のニーズに対処する会社と企業のみならず、女性が所有し、女性が主導する会社と事業への投資を増額するよう各国政府を奨励し、規制的環境での行政上の障害を減らし、デジタル・ツールと助言サービスを含めたデジタル技術の効果的利用、指導制度へのアクセス、ネットワーク作りと情報の分かち合い、より成功する女性が所有し、女性が主導する事業を築き、規模拡大することに繋がり、女性が政策とプログラム形成と見直しに貢献できるようにするために女性の諮問理事会及びその他のフォーラムへの参加を増やすことに繋がる土壌を生み出すために育成者や促進者のための資金調達のように、女性が所有し、女性が主導する事業と女性起業家のための対象を絞った支援を提供すること。

(xx)政策と規制・ガバナンス・プロセスを含め、デジタル・技術セクターでの女性の完全で、平等で、意味ある参画とリーダーシップを保障すること。

(yy)ジェンダーに特化した障害に対処し、両親及びその他の家族、教員、学校のカウンセラー及び同輩を含め、若い女性と女兒の関心と選択を形成しているすべての者がかかわらせ、異なった女性のロール・モデルへのアクセスを増やすことにより、革新と技術的变化とデジタル時代の教育の状況で、意思決定プロセスへの若い女性と適宜思春期の女子の完全で平等で意味ある参画とリーダーシップを推進すること。

(zz)効果的にマンドートを行うことができるように、財政的・技術的・人的資源の十分な配分を提供することにより、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントのための国内本部機構の能力を強化すること。

ジェンダーに対応した技術、立案、開発及び配備を採用する

(aaa)ジェンダーの視点のある技術の立案を含め、革新チームに女性と女兒の包摂を推進すること。

(bbb)アルゴリズムにおけるすべての女性と女兒に対する偏見と差別を撤廃する行動の教育と採択と実施への投資によって、機械学習と AI 技術の企画、コーディング、立案に女性と女兒を含める行動指向の手段を取ること。

(ccc)アクセス可能性、安全性、持続可能性、包摂性、料金の手頃さ及び利用可能性に基づき、生涯を通してすべての女性と女兒のニーズに合わせた製品とサービスを生み出すために女性と女兒の権利団体をかかわらせる地域社会に根付いた取組を含め、技術の立案・開発・展開のための参加型の、ジェンダーに対応した、年齢と障害を包摂する取り組みを推進すること。

(ddd)すべての女性と女兒にとっての危険の可能性を防ぎ、明らかにし、緩和し、彼女たちの完全で平等な人権の享受を確保するために、新たな技術の資金調達、立案、開発、展開、利用、監視、評価にジェンダーの視点を主流化し、ジェンダー平等の達成に関して新たな技術の利用の効果の定期的なインパクト評価を立案し行う措置を取り、適宜相当の注意義務メカニズムを設立し、透明性と説明責任を含め、これら技術を改善するための規制的取り組みを開発すること。

デジタル時代の公平性・透明性・説明責任を強化する

(eee)予防措置と効果的制裁と適切な救済策で、国際団体、企業及び市民社会を含めたすべての関連ステイクホルダーと相談して、プライバシーへの権利を含めた侵害や虐待に対して女性と女兒を保護する法律を開発し、実施すること。

(fff)ジェンダー偏見のみならず、人権侵害と虐待を防止し、対処する安全で透明性があり質が高いデータ・インフラと制度を提供するために、人口知能の開発と利用のための評価と監査要件に関する規則を採用すること。

(ggg)共通財のためにデジタル技術を備え、立案する具体的措置を取り、世界的なデータ・コモンズのような持続可能な開発とジェンダー平等のためのデジタル技術の利益のアクセス可能性と公正な配布を促進する規範とメカニズムを推進すること。

ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成するためのデータ科学を強化する

(hhh)証拠に基づいた技術とデジタル政策とプログラムの概念・立案・実施・監視・評価を強化するためにプライバシーの権利とデータ保護を守りつつ、所得・性・年齢・人種・民族性・婚姻状態・移動の状態・障害・地理的位置・その他の国の状況に関連する特徴に基づいて分類されたジェンダー統計とデータを収集し、分析し、普及し、利用するために、国の統計とデータの作成事務所、政府機関及びその他の調査機関の能力と調整を強化すること。

(iii)倫理的な調査原則を適用しつつ、データ・ニーズを評価し、格差に対処するために、国の統計局、市民社会及びデジタル技術会社を含め、ステイクホルダーの間の協働を育成し、技術の利用を通して起こり、これによって増幅される女性と女兒に対する暴力の広がりのみならず、知識格差を埋めるデジタル・データ制度を規模拡大し、ICTへの女性のアクセスを制限しているすべての障害に関する量的・質的調査に資金提供することにより、技術

的变化のジェンダーの側面を適切にとらえるために、似たような定義と方法論を用いて、国々と地域にわたって性別データを組織的に収集すること。

(jjj)データ収集、処理、利用、保管、分かち合い、記録保管と削除のための基準を適用し、継続し、進展する根拠に基づいて、技術的進歩に沿って、国際人権法の下での関連責務に完全に従って、女性と女児の個人データの保護を特に確保し、安全性と安全保障の危険が防止され、対処され、撤廃されることを保障し、自分の個人データを作成し、管理し、所有する女性と女児の能力を強化すること。

技術の利用を通して起こり、増幅されるジェンダーに基づく暴力を含め、あらゆる形態の暴力を防止し、撤廃する

(kkk)ドメスティック・ヴァイオレンスを含めた性暴力とジェンダーに基づく暴力、フェミサイドを含めたジェンダー関連の殺害、子ども結婚、早期・強制結婚と女性性器切除を含めたすべての有害な慣行、性的搾取と虐待及びセクハラ、並びに人身取引と現代の奴隷制度及びその他の形態の搾取のように、オンラインとオフラインの公的・私的スペースでのすべての女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を、暴力の加害者を捜査し、訴追し、罰し、刑事責任免除をなくすための多部門的で、調整された取り組みを通して撤廃し、防止し、対応し、ジェンダーに基づく暴力とセクハラからの保護を提供するカギとなる国際条約を批准することにより、女性にとって安全で、機能的で、暴力のない労働環境を生み出す適切な措置を取ること。

(lll)女性と適宜、女児の視点が、武力紛争及び紛争後の状況と人道緊急事態で考慮に入れられ、国内避難民であり、難民である女性と女児の視点を考慮に入れるのみならず、紛争防止、和平の仲介、平和構築と紛争後の再建に関連する政策と活動の立案、実施、フォローアップ及び評価に、男性と同等に、効果的に意味ある参画をすることを保障し、全ての女性と女児の人権が、すべての回復と対応において完全に尊重され、保護されることを保障すること。

(mmm)すべての女性の人権と基本的自由を推進し保護する際の市民社会行為者の重要な役割を支援し、女性人権擁護者を含め、そのような行為者を保護する手段を取り、人権の擁護のための安全で機能的環境の創出にジェンダーの視点を統合し、脅し、ハラスメント、暴力、報復のような女性に対する差別、侵害・虐待を防止し、侵害または虐待が速やかに公平に捜査され、責任ある者が責任を取らされることを保障する手段を取ることにより、刑事責任免除と闘うこと。

(nnn)ハラスメント、ヘイト・スピーチ及び女性と女児に対する人種主義、人身取引、あらゆる形態の女性と女児の性的搾取と虐待、並びに子ども結婚、早期・強制結婚と強制労働及び女性の個人的で性的に明白なコンテンツの同意のない分かち合いと子どもの性的搾取と虐待資料としても知られている子どもポルノの作成と配布を目的としたソーシャル・メディアとオンライン・プラットフォームを含めたデジタル・ツールの利用と闘うために、法的・刑事的行動を含め、非難し、あらゆる適切な措置を取ること。

(ooo)証拠に基づいた政策策定とプログラム形成を導き、そのインパクトを包括的に測定するために、技術の利用を通して起こるまたは増幅されるジェンダーに基づく暴力に対する理解を強化し、その形態のパターンを追跡すること。

(ppp)技術の利用を通して起こりまたは増幅されるあらゆる形態の女性と女兒に対する暴力を防止し、撤廃し、対応する被害者とサヴァイヴァーの情報を得た対応と急速プロセスを含め、特に暴力の被害者とサヴァイヴァーと女性団体を含めた関連ステイクホルダーと相談して、法律と政策を開発し、改正し、拡大し、その実施を強化し、そのような暴力に対処する措置を制度化すること。

(qqq)情報または画像の無許可の配布または操作の利用に限られるわけではないがその利用と利用に関連する脅しを含め、技術の利用を通して起こることもある女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力と人権侵害の形態と継続する技術開発のために生じるかも知れないその他の形態の暴力に対処することを求める包括的措置とプログラムを採用すること。

(rrr)包括的な社会サービス、保健サービス、ケア・サービス及び法的サービスとヘルプラインの提供を含め、再トラウマ化を防ぐサービス対応の提供を通じた技術の利用を通して起こるまたは増幅されるジェンダーに基づく暴力の被害者とサヴァイヴァーに支援を提供し、そのような暴力の発生に対するアクセスできる、機密の、支援的な、効果的な通報メカニズムを提供することを含め、女性と女兒の司法への平等なアクセスを保障し、女性の法的識字と利用できる法的救済策と紛争解決メカニズムに対する意識を高め、サヴァイヴァーに支援的サービスを提供している市民社会の女性団体の主要な貢献を認めつつ、財政的障害または組織的差別のために法的手段にアクセスを得る際に難儀している被害者とサヴァイヴァーのために市民的・行政的代替手段を提供すること。

(sss)両親、または子どもに対して法的に責任を有するその他の個人の役割と責任を考慮に入れて、女兒にサービスを提供する機関が早期に防止し、介入するために適切な保護を備えていることを保障することにより、デジタルの状況で、女兒の性的搾取と虐待を防止し、闘うために、子どもの最高の利益を念頭に置きつつ、効果的で、ジェンダーと年齢に対応した戦略を開発すること。

(ttt)武力紛争中の性暴力を防止し、対応し、適宜、刑事司法プロセスへの被害者とサヴァイヴァーの参画を促進するための努力を支援するために、ニュー・テクノロジーの可能性を探求すること。

(uuu)制度的訓練を含め、技術の利用を通して起こり、または増幅される、女性と女兒に対する暴力を防止し、撤廃するために、知識、スキル及びデジタル専門知識を開発する能力を強化し、議員、政策策定者、法律執行担当官、裁判官、保健ワーカーとソーシャル・ワーカー及び教育者を含めた政府行為者と市民社会団体の能力を強化し、政策統合と調整を改善し、被害者とサヴァイヴァーを中心とした支援を提供すること。

(vvv)改善されたコンテンツの緩和と情報の収集と整理、通報制度の相互運用性、透明性、アクセス可能性及び効果を含め、国際人権法の下での関連責務に完全に従った厳格で信頼できるコンテンツ除去プロセスを設立することを含め、被害者とサヴァイヴァーの意味ある関わりを通して、暴力の底辺にある多様な危険・保護要因に対処する保護・防止措置を実施することにより、技術の利用を通して起こり、またはそれによって増幅されるジェンダーに基づく暴力の防止と撤廃を、公共セクターと民間セクターの団体が優先することを保障すること。

87. CSW は、その作業の基となっている「北京宣言と行動綱領」のフォローアップに対するその主要な役割を認め、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施の国内・地域・世界的見直しを通して、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントに対処し、統合すること及び「北京行動綱領」のフォローアップと「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応したフォローアップの間の相乗効果を確保することが重要であることを強調する。

88. CSW は、それぞれのマנדート内で、国連システムの諸団体とその他の関連国際金融機関と多様なステイクホルダーのプラットフォームに、改革と技術変化とデジタル時代の教育の状況で、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成する努力において、要請に応じて加盟国を支援するよう要請する。

89. CSW は、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを推進し、要請に応じて各国政府と国のジェンダー平等本部機構を支援し、革新と技術的变化とデジタル時代の教育の状況で、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成に向けて「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施と、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を支援して、国連システムを調整し、市民社会、民間セクター、雇用者団体と労働組合、及びあらゆるレベルのその他の関連ステイクホルダーを動員する際に、中心的役割を果たし続けるよう、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)に要請する。

以上